

第6回
環境社会配慮ガイドライン改定に関する
諮問委員会

日時 2021年2月10日（水）14:00～17:23

場所 JICA本部 1階113会議室およびオンライン会議

（独）国際協力機構

諮問委員

石田 康典	経済産業省 貿易経済協力局 通商金融課 資金協力室 室長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長／理事
黒木 浩則	株式会社 オリエンタルコンサルタンツグローバル 道路交通事業部道路計画部 次長
近藤 嘉智	財務省 国際局開発政策課 開発企画官
杉田 哲哉	三菱商事株式会社 地域開発部 経済協力チーム チームリーダー
杉本 留三	環境省 地球環境局国際連携課 国際協力・環境インフラ戦略室 室長
鈴木 克徳	特定非営利活動法人 持続可能な開発のための教育推進会議（ESD-J）理事
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター （JACSES）プログラム・ディレクター
原嶋 洋平※	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン代表理事
三宅 且仁	一般社団法人 海外建設協会(OCAJI) 常務理事
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 教授
持田 憲一	三井物産株式会社 プロジェクト本部 本部長補佐
八木 浩治※	外務省 国際協力局 事業管理室 室長
山谷 清志	同志社大学 政策学部・大学院総合政策科学研究科 教授 日本評価学会 顧問

（敬称略、五十音順） ※会議室参加

JICA

安藤 直樹	企画部 部長
伊藤 晃之	企画部 次長
折田 朋美	企画部 参事役
工藤 智春	企画部 業務企画第二課 企画役
比嘉 勇也	環境社会配慮異議申立事務局
谷口 光太郎	地球環境部 気候変動対策室 副室長
大竹 智治	審査部 部長
中曾根 慎良	審査部 次長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
古賀 藍	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課
加藤 めぐみ	審査部 環境社会配慮監理課兼審査課

傍聴者

遠藤 諭子

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ

高梨 寿

一般社団法人 海外コンサルタンツ協会

波多江 秀枝

国際環境 NGO FoE Japan

○折田 全ての委員の方がつながった模様、お時間になりましたので、本日の委員会を始めさせていただきます。

本日もご多忙の中ご参集いただきまして、ありがとうございます。

開始前にリマインドさせていただきます。本会議におきましては、逐語の記録を作成するために、必ずそのご発言のときにお名乗りいただいてから座長の指名をお待ちいただければ幸いです。2点目ですけれども、1時間に1回程度、換気のために休憩を挟みますので、よろしく願いいたします。

また、ご発言が終わられましたら「以上です」とおっしゃっていただいて、ミュートを再びかけてくださるとスムーズな会議運営になると思います。

では、本日も原嶋座長、よろしく願いいたします。

○原嶋座長 原嶋でございます。音声は届いていますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、第6回の環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会を開催いたします。よろしく願いします。

本日は、委員のうち、私と八木委員の二人がJICAの本部の会議室で出席しております。そのほかの委員の皆様はオンラインでのご参加ということですので、よろしく願いします。あわせて、私が承知している範囲では、本日は7名の傍聴者がJICA本部の建物の別の部屋でご参加と承っております。よろしく願いします。

それでは、既にお配り、あるいは送付していただいている議事次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、一つ目が、前回の振り返りでございます。事務局からよろしく願いします。

○古賀 事務局から1点ご連絡いたします。前回、第5回の諮問委員会、12月に開催いたしましたが、その後にこちらからご説明した改定の方針の案に対しましてのご意見を、4名の委員の方から文書で頂戴しております。原嶋座長とこれらの取り扱いをご相談させていただいた結果、次回以降の会合の資料として配付させていただき、頂戴したご意見やコメントを踏まえた我々の方針案についてご説明をさせていただきつつ、諮問委員の皆様からのご意見やコメントを頂戴する機会というのをつくらせていただきたいと思いますと考えております。

本日の会合は議題が多くなっておりますので、時間の都合上、こちらを取り上げることが難しいため、次回、第7回の会合で取り上げたいと考えております。合わせて頂戴した文書につきましても、次回に配付資料とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、本日は、前回までに8つのテーマに沿ってご意見を頂戴し、JICA側の方針案をお示しいただきながら進めておりまして、今回は最初の4つについてご議論させていただきました。追加の意見などがございましたので、中にも傾聴に値するものもありましたので、再度微調整なり、再び考えていただくようなことを今お願いしているということでもあります。

本日は、前回に続きまして残りの4つのテーマと、あと、加えて、前回ちょっと積み残しになりました温室効果ガスに関わる問題点について、皆様のご意見を踏まえたJICAの方針案についてご

説明をいただき、ご議論させていただきたいと思います。

大きく分けて二つの段階に分けて進めます。最初のステップとしてテーマ⑤と⑥になりますけれども、この二つについて説明の後ご議論、その後またテーマ⑦⑧についてご説明いただいた後、ご議論いただくという形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、早速、時間も限られておりますので、テーマ⑤⑥について、事務局から方針案についてご説明をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○加藤 JICA審査部、加藤です。テーマ⑤、人権、ステークホルダー、ジェンダーの 이슈とテーマ⑥、労働、汚染管理、コミュニティの部分につきまして、お配りしております資料に基づいてご説明をしたいと思います。

画面でも今、投影いたします。

テーマ⑤の人権、ステークホルダー、ジェンダーのところでございますが、最初の助言の人権に関連するところでは、社会的弱者について例示をガイドラインもしくはFAQに追加するという点、また、複合的・交差的要因といったところも留意することが必要といった点を包括的検討における助言としていただいております。諮問委員からも同様のご意見をいただいております。

JICAの方針としましては、開発協力大綱においても、脆弱な立場に置かれやすい対象として高齢者、難民・国内避難民等の記載があり、そこが現行ガイドラインで言及されていない点となりますので、今次改定で新たに追加するということを想定しております。

また、現行のFAQにおきましても、ガイドラインでは例示していない対象についても解説を加えております。例えば、女性の世帯主であったり、土地を持たない方々、あるいはステータス、人種や性別、肌の色、その他の要素、そういったものも含めた考慮が必要というところをFAQで言及しておりますので、織田委員からもご指摘いただいております性的志向・性自認により弱者になり得る人をそういったFAQの該当部分に追加することを想定しております。

また、複数の異なる側面で脆弱性を有する、例えば難民で女性という二つの側面で複雑に脆弱性を有する、そういった側面については、特に留意が必要だということをFAQにも記載する想定をしております。

続いて、ビジネスと人権に関する国連指導原則に関連した内容でございます。包括的検討における助言においても、また諮問委員会においても、特に民間連携事業に関連して、この国連指導原則およびそれに基づく日本政府の国別行動計画に即した実施というご指摘をいただいております。

この点につきましては、「序」や「理念」を通して、国際潮流を踏まえた日本政府方針に沿って適切な環境社会配慮を行うということを明確に記載するところで、このラギー原則、国連の指導原則に基づいた日本政府の国別行動計画に留意をした対応をしていきたいと考えております。

続きまして、ステークホルダーエンゲージメントでございます。次のページに参ります。ステークホルダーエンゲージメントの部分でステークホルダー分析・特定、また双方向のコミュニケーション、意味ある協議についてのご指摘を、包括的検討における助言および諮問委員の方々からもいただいております。

JICAとしては、現地ステークホルダーの参加する協議の際に重要な配慮項目を、世銀のESS10を参考にガイドラインの別紙に整理することを検討したいと考えております。その際に、「意味ある協議」の定義や留意点も含めていくこととし、「意味ある協議」の定義としては下の黒ポツにあり

ますけれども、世銀ESS10に記載されている内容に沿って、「文化的に適切な言語と形式で、双方向のプロセスであり、意識操作や干渉、強制、差別、脅迫のないもの」という点を追記していく想定をしております。

世界銀行のESFでは、このステークホルダーエンゲージメントについて、ステークホルダーエンゲージメントプラン、SEPというものを、かなり案件形成の川上でつくるのが想定されておりますけれども、次頁にありますとおり、包括的検討の助言でもSEPのような独立した文書として作成することまでは求めないけれども、同等の質を確保するということが指摘されております。そういった趣旨に沿いまして、SEPのような独立した文書作成を行いませんけれども、同等の質を確保する対応を行いたいということを考えております。

次のページに参らせていただきますと、包括的検討の助言5の苦情処理メカニズムの関係でございます。苦情処理メカニズムにつきましては、現行ガイドラインでは非自発的住民移転のところに記載しておりますけれども、それに加えて自然環境影響、また住民移転以外の社会影響についても網羅する内容とすべしという趣旨のご指摘をいただいております。

JICAとしては、苦情処理メカニズムは、ご指摘のとおり、非自発的住民移転の影響住民だけではなく、環境影響その他の社会影響も対象とする対応を考えております。対応する組織としては、基本は実施機関に設置して、両方の要素を幅広く対応するということを検討しておりますが、場合によって関係者が異なることには十分留意して、苦情処理メカニズムをつくることを想定しております。

続きまして、ステークホルダーの区分のところでございます。世界銀行のセーフガードポリシーでは、Project affected partiesとして影響を受ける層を特定し、それ以外にOther interested partiesという2種類にステークホルダーを分類しております。JICAの現行ガイドラインでは、前者に当たる現地ステークホルダーについて、より手厚いエンゲージメントを求めています。具体的には、事業の影響を受ける個人・団体に加えて、現地で活動しているNGOを含めておまして、この対応については引き続き現行ガイドラインの区分を維持するということを想定しております。

また、村山委員から、事業に関心がある人々まで含めるような表現を検討することが望ましいというご指摘をいただいております。現行ガイドライン上では、「協力事業に知見や意見を有する個人や団体」ということが記載されておまして、その「意見を有する個人・団体」にこうした関心がある人々も包含されるものと考えております。

以上がテーマ⑤でございました。

引き続きまして、テーマ⑥の労働、汚染管理、コミュニティのテーマでございます。まず、労務管理、労働者の安全・健康の部分でございます。この点につきましては、世界銀行ではESS2として独立したセーフガードポリシーの章が立てられておまして、詳細な対応が規定されているところでございます。

この点について、JICAでは契約等で対応する方策も取られておりますので、それとガイドラインでの扱いとの切り分けを整理したうえで対応を検討すべしということを含めて包括的検討の助言でもいただいております。また、諮問委員の皆様からは、これに関連して労働のところで生じうるハラスメントへの対応、ジェンダーへの配慮、また、児童労働、子供の強制労働問題への対応といったところが挙げられております。

また、このガイドラインでの取り扱いをどの範囲までとするかという点について、契約の枠組み、また、法律によって別途取り扱われていることから、ガイドラインでの特別追加的な対応は必要ないというご指摘も、諮問委員からいただいております。

これらのご意見を踏まえたJICAの方針でございますけれども、労務管理、労働の安全・健康、児童労働、これらのテーマについては、基本的に相手国の法律および現行の枠組み、この中にはガイドラインに基づく対応やその他の契約等の枠組みも含めて、既に対応しているということで、現行ガイドラインの記載はそのまま維持というように考えております。

「理由、考え方」のところにありますとおり、現行の枠組みで融資契約もしくは贈与契約、そういったものの一部である基本約定GTC等で労務管理、労働者の安全・健康、児童労働、そういったところは基本的に網羅されております。また、そういった枠組みは、国際開発機関MDBsの契約も参照しながら作成されているものでございます。

また、子供の権利、ジェンダーといったところも、子供の権利は既に環境社会配慮項目の一つとしてガイドラインに含めておりますし、また、ジェンダーおよびハラスメントの防止という観点は今回「理念」にジェンダー平等を追記する方針でありまして、その中にジェンダーに基づく暴力という問題も含まれると考えておりますので、その点はFAQに記載することを検討しつつ、「理念」でのジェンダー平等の追記で対応したいと考えております。また、具体的なハラスメントの防止というのは、ガイドラインに基づく環境社会配慮手続の中で考えるというよりは、ガイドラインとは別の枠組みで対応していくものと考えております。

また、今直面している新型コロナウイルス対応につきましても、私どもの対応は、相手国の法律、そして現行の枠組みの中で対応しておりますし、想定外の事態が起こった場合には、新たに追加的に我々の内部手続等で対応していくということを考えております。

続いて、次のページに参りまして、有害廃棄物、有害化学物質、害虫管理、そういったところのテーマでございます。現行ガイドラインの中でも相応の配慮が行われておりますけれども、包括的検討の助言の中では世銀のセーフガードポリシーESS3に記載のある化学物質、有害物質の対応について、扱いを明確にすべしというご意見もいただいておりますし、同等の意見を諮問委員の方々からもいただいております。

また、鈴木委員からは、ガイドラインの別紙2のモニタリングの項目、大気質について不適切な記載があるということで、修正の指摘をいただいております。

これに対するJICAの対応としましては、こういった化学物質、有害物質への全体的な対応として、国際的な基準やグッドプラクティスを参照する、具体的には世銀のESS3および4のガイダンスノートに詳細な内容がございますし、また、世銀グループのEHSガイドラインにおいても対応が記載されておりますので、それを参照して対応することを想定しております。既に現行ガイドラインではそういった国際的な基準、グッドプラクティスを参照するということは大枠で規定をしておりますので、そうした現行の枠組みの下に、こういった国際的な基準等を参照して対応していくことを想定しております。

モニタリング項目については、ご指摘のとおりのご提案を踏まえて、必要に応じて見直して更新をしていきたいと考えております。

また、病害虫の管理についても、総合的病害虫管理の観点からガイドラインに盛り込むかどうか

を検討すべしということをお願いしております。JICAの方針のところがございますとおり、配慮の項目としましては、現行ガイドラインの別紙1において、「生態系および生物相等を通じた人間の健康と安全への影響および自然環境への影響」といった形で網羅的に配慮項目として挙げられておりまして、今回ご指摘の統合的病害虫管理の趣旨と一致したものと考えております。

必要に応じて、参考資料、具体的には関係するセクターの環境チェックリストのところ、統合的病害虫管理の考え方の趣旨・視点を盛り込むなどして対応したいと考えております。

最後に、包括的検討の助言4以降に関係した緊急事態対応、有害廃棄物、域外労働者流入、保安員リスク、コミュニティ安全に関する内容でございます。

包括的検討の助言と諮問委員の皆様からのご意見では、工事中の安全配慮の問題、また、構造物の安全の問題、そしてコミュニティの安全の問題に大きく分けてご指摘をいただいております。

JICAとしては、右の方針がございますとおり、対象国の法律および現行のJICAガイドラインも含めた現行の枠組みで、これらについて対応できるものと考えておりまして、現行ガイドラインの記載を維持することを想定しております。この現行の枠組みと申しますのは、融資契約LAと贈与契約GAの一部である基本約定GTC等でカバーされているということで、それに加えて工事中の安全管理については、ODA建設工事安全管理ガイダンスといった取り組みとして既に対応しているというものでございます。

また、構造物の安全配慮は、前回のテーマの議論でも申し上げましたけれども、計画策定・設計の一環として取り扱うということで考えております。また、安全性に配慮した設計を行っても、なお起こり得る構造物の破壊等については、非常に大きな誤差、曖昧さをもち、相当な仮定を置くこととなりますので、相手国への注意喚起にとどめるということを想定しております。

以上で、駆け足でございますけれども、テーマ⑤と⑥についてのJICAの方針をご説明させていただきました。

以上です。

○原嶋座長 原嶋でございます。ご説明ありがとうございました。今、二つのテーマについてご説明をいただきましたので、これを基にご議論いただきたいと思っております。

まず、オンラインでご参加の委員の皆様、ご発言がございましたら、サインを送ってください。

黒木委員、聞こえますか。お願いします。

○黒木委員 オリエンタルコンサルタンツグローバルの黒木です。

今ご説明いただいた130番のところなんですけれども、総合的病害虫管理のところなんです、ここで有害物質として農薬を取り扱う場合、総合的病害虫管理計画をつくった場合というのは、それは結局、影響を調べたりとかということになるので、管理されるでしょうということで理解しました。ただ、総合的病害虫管理計画というものが農業分野のコンサルタントの方々と議論したところでは、しっかりJICAとして計画の仕様だとか、こういうものを議論するとかということが定まっていらないように聞きましたので、今後そういったものは整理していただけるというような理解もしたんですが、それでよろしかったでしょうか。

以上です。

○原嶋座長 じゃ、もうひとかた、ご意見をいただいてからレスポンスをいただきます。

田辺委員、聞こえますか。お願いします。

○田辺委員 2点ほどございます。一つは、私どもの意見について、JICAのほうでの返答が見られない点がいくつかございます。具体的に申し上げますと、106番、113番、115番、これについては回答頂いた上で議論を改めて行いたいと思っております。

それから132番につきましては、こちらは工事中の保安と位置づけられているのですが、実は問題としては人権でして、工事中に限らず、こういった軍や警察等の脅し等で安全が脅かされているということがないようにということを、ガイドラインで明文化して頂きたいというのが趣旨ですので、もしかしたら場所がここではないのかもしれないんですけども、いずれにしても回答がないと思われまので、これについても改めて回答頂いた上で議論させて頂ければと思います。

以上です。

○原嶋座長 それでは、今、黒木委員から害虫管理の問題についてと、あと、田辺委員からはいくつか個別の問題についてありましたので、今お答えできる範囲があればレスポンスをお願いします。

○加藤 黒木委員からいただきました農業分野での病虫害管理の計画の仕様、そういったもののJICAとしての考え方を整理すべしというところは、ご指摘として今後考えてまいりたいと思います。具体的にはガイドラインやチェックリストにおいて考える視点を網羅するということは、現行ガイドラインでも既に対応できているという理解をしておりますので、ただ今ご指摘をいただいたポイントは、ガイドラインに基づいて具体的にどう対応していくかということを、JICAとして内部的にどう整理するかというご指摘と受け止めております。

私どもとしても、環境社会配慮の文脈でこういったアプローチで統合的病虫害管理を取り扱っていくべきかということは、いずれにしろ内部では考える必要があると思っておりますので、どのような対応ができるか、引き続き考えてまいりたいと思っております。

引き続き、田辺委員からいただきました106番でございます。106番では人権の状況把握のため、JICAが協力事業の実施機関のみでなく、影響住民、学識経験者や人権NGOへの聞き取りを通じて確認を行うことが重要である点を明記すべきというご指摘をいただいております。

私どもとしては、現行ガイドラインの2.5をご覧くださいますと、ご指摘いただいた点は網羅できていると考えております。具体的には、現行ガイドライン2.5記載の「人権に関する国別報告書や関連機関の情報を幅広く入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映する」というところでございます。そういった規定に基づいて人権の状況を把握する一環として、まさにご指摘をいただいた方々の知見も踏まえていくということかと考えておりますので、現行ガイドライン上、既に網羅していると考えております。

引き続き、113番のご指摘は、電力マスタープランや地域の開発マスタープランなど、プロジェクト対象国の政策に大きな影響を長期にわたって与える案件については、カテゴリ分類にかかわらず、また、当該国で戦略的環境アセスメント等で開催が義務づけられていない場合でも、幅広い現地ステークホルダー協議を行い、その結果を反映させるというご指摘でございます。

このご指摘につきまして、ご存じの点と思っておりますけれども、現行ガイドラインにおいて、マスタープラン作成段階では、スコopingの段階および報告書案の段階両方で、カテゴリA案件は必ず現地ステークホルダーとの協議を行うこと、また、カテゴリBについては必要に応じて現地ステークホルダーとの協議を行うことになっておりまして、これまでの対応を見ておりまして、カテゴリBであっても基本的に現地ステークホルダーの協議は行われていますので、この点も私どもは対

応がこれまでもできており、現行ガイドラインの中で網羅できていると考えております。

また、115番では、ステークホルダーからプロジェクトの環境社会配慮に関する懸念や要請等を書簡で受け取った場合、適切かつ速やかな回答を要件とするべきであるとのご指摘をいただいています。この点は現行ガイドライン上で「適切かつ速やか」という記載はございませんけれども、「ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する」ということを明確に記載しておりまして、JICAとしては、この規定に基づいて適切な対応をするべく、できる限り内容の事実関係を確認して、適切な対応をこれまでも取ってきていると考えておりますので、現行ガイドラインの記載のままであっても、ご指摘の趣旨は踏まえつつ善処していると考えております。

そして、最後、警察等の脅しを含めたご指摘に関するところでございます。具体的には132番となりますが、ガイドラインの別紙1で「地域社会・労働者の安全・保安」の項目を新たに設け、そこで「保安要員の利用、あるいは要請・黙認による軍・警察等の関与が、地域住民・労働者の安全を侵害してはならない」ということを要件とすべきというご指摘でございます。

JICAの対応としては、雇用した保安要員、警備員のような方々が周辺の安全を侵害することのないように配慮するという点は、これまでも行ってきたところでございます。一方で、軍・警察等の関与という点のご指摘がありましたけれども、この点は相手国の主権に関わることでもあり、「何々してはならない」というような形でガイドラインで規定するということは、難しいものと考えております。また、治安の悪い国で工事現場の安全確保が求められる現場では、こういった警備体制の整備は必須ですので、そうしたところでの対応において軍・警察等を完全に排除した形の対応をとるのは難しいことも、ご理解をいただければと考えております。

取り急ぎ、回答としては以上でございます。

○原嶋座長 ありがとうございます。

ほか、ございますでしょうか。

まず、鈴木委員、聞こえますか。お願いします。

○鈴木委員 ありがとうございます。いくつかありまして、まず、2ページのほうで、ステークホルダーエンゲージメントプランについては、独立した文書にはしないけれども、実質的には取り組むというお話をさせていただいて、これは大変結構なことだろうというふうに思っています。

それから、3ページ目で、苦情処理メカニズムについても、それなりに配慮してくださることなので、これも私としては非常によくやっただいただいているのかなと思っています。

それから、5ページの129への対応のところ、「必要に応じ見直し更新する」と、いかにもお役所的なご回答をいただいているのかなと思っていますが、これは大気に関していうと、明らかな誤り、誤記というものと、それから、項目自体が日本の大気汚染防止法に基づいて書かれていて、世界標準とかけ離れているといった実態があるので、表現としては「必要に応じ」ということですが、事実上見直しをするということと理解してよろしいんだろうかということの質問です。それから、既に黒木委員からもご指摘がありましたが、病虫害の話について、ガイドラインで書かれているような形で生態系および生物相等を通じた云々とのご説明でしたが、この表現の中で病虫害が入っているということを理解するのはかなり難しいんじゃないかと思います。ガイドライン中の表現そのもので書かないとしても、セクター別の記載、あるいはFAQみたいな形で病虫害の話も入っているんだということを、もう少し一般的にわかるように書いていただいたほうがいいんじゃないだろう

かと思っています。

それから、6ページになりますけれども、136番の私の意見に関連して、いわゆる世銀がやっているようなemergency response planを書く必要はないということが書かれているかと思っています。その理由として別途の文書で検討するから、本来ガイドラインで扱うべき項目ではないというご指摘と思って聞かせていただきました。

これはこれで理屈としては非常によくわかるんですが、一方で、現地の人たちがそういう理屈を理解できているかという問題があるので、この問題は別途こちらのほうで対応します、こういふことになっていますというようなことを現地の人に知らせるような、ほかにもこれまでも何回か議論があったと思うんですけれども、厳格に言うと、このガイドラインというのは環境配慮に関するものであって、それにより構造の問題とか、そういった話については扱う必要がないことは理解しているんですけれども、でも、現地の人たちはそういう整理学を理解していないので、そちらについては、やはり何らかの形で配慮を考えてもらうほうがいいんじゃないだろうかなと思っています。

以上です。ありがとうございました。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、もうひとかた、ご意見を頂戴します。

木口委員、聞こえますか。お願いします。

○木口委員 木口です。先ほどの加藤さんのご回答に関してなんですが、こちらで挙げているテーマ⑤のほうで106の質問に対してのご回答だったんですが、ガイドラインの2.5に含むということだったんですけれども、こちらが挙げております人権NGOとかが入っている形ではないですし、それから、特に影響住民の方、実際に被害を受けている方からの聞き取りというのが、非常にこちらが気にしているところです。

といいますのは、こういうケースを挙げたのは、実際にプロジェクトに反対している方とかがいらっしゃる場合に、行政機関等と対立状態になっている場合がありますので、そういった中での人権侵害を防ぐという趣旨で、こちらを挙げさせていただいています。

関連してですけれども、132のほうのコメントに対してなんですが、今、治安の悪い国では保安に関与するために軍・警察等の関与があるということだったんですが、軍の関与に関してはクエスチョンなどがありますけれども、既にこのプロジェクトに反対している方等と実施機関等が対立している場合には、非常に人権侵害に結びやすいということも、もう少しご議論させていただければと思います。

それから、工事中に限っての話でもないもので、そのところも少し誤解があるかなというふうに感じております。

132の回答に対しては、6.3のところの右側の記載のご回答についてなんですが、対象国のほうが問題な場合もあるのではないかというふうに、こちらでは考えています。例えば、一党独裁のような国に関しては、党に対する批判的な言論というのが、法律で禁止されている場合というのがありますし、そうしますと、その事業に対する異議申立がそのような解釈で使われて、弾圧につながるというケースもあるのではないかというところを懸念しております。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

田辺委員、多分関連されていればご発言いただきますけれども、田辺委員、聞こえますか。じゃ、コンパクトにお願いします。

○田辺委員 改めて、JICAの皆様に、今頂いた回答をきちんと論点表に入れて頂ければ幸いです。また、今、木口委員から何点か発言がありました。私からもJICAの回答に対して何点かございますので、できればそれらも文書で回答したいと思っておりますので、そのようなプロセスにして頂ければと思います。よろしくをお願いします。

○原嶋座長 いくつか鈴木委員から主に3つ、大気のモニタリング項目と、害虫の問題の解釈、あと、緊急の場合の現地住民の扱いの問題についてですけれども、ご回答できる範囲で今お願いしていいでしょうか。

○加藤 JICA審査部の加藤です。

鈴木委員からいただきましたご指摘、129番のモニタリングに関連した点でございますけれども、また、鈴木委員がお持ちの知見をぜひ共有いただき、私どもも勉強させていただきながら、モニタリング項目のこういった変更が必要かということを検討してまいりたいと思っておりますので、ぜひご知見をいただければと思っております。

また、緊急対応を現地に知らせるような仕組みというご意見をいただきました。基本的には現地ステークホルダー協議の場において、そういった懸念も含めて、透明性高く説明がなされていくということを想定しております。

また、木口委員からいただきました106の人権に関係したところでございますが、特に影響住民からの聞き取りを気にされているという点をご懸念として頂きました。私どもも実施機関からの情報のみをもって環境社会配慮手続を進めるというよりは、まさに現地ステークホルダー協議につきまして、今回「意味ある協議」に関する定義を明確にすることとし、「意味ある協議」を確保する形で行われた現地ステークホルダー協議の中で、影響住民の方々の意見も得ながら配慮していくということを想定しております。そういった多様なチャネルを通じた情報収集と、それに基づく対応ということが重要と考えております。

また、132番の軍・警察の関与のご指摘でございます。ここは先ほどご説明をしたとおりでございますけれども、プロジェクトに反対されている被影響住民の方々がおられる場合には、まさに現地ステークホルダー協議の場において、そういった方々の懸念を抽出していくとともに、例えば移転の影響を受けるということであれば、その移転の合意形成プロセスにおいて、そういった意見を把握していくというアプローチが重要と考えております。

取り急ぎ、JICAからの回答は以上です。

○原嶋座長 鈴木委員、聞こえますでしょうか。一つちょっとお聞きしたいんですけれども、モニタリング項目について多分、現在あるものはその当時の日本の行政のものを採用、使用したと思うんですけれども、現在、世界的な水準でのこういった項目はどこを参照すればいいか、具体的に、鈴木委員、この分野でもご専門で、ずっとpolicy makingをご担当されていたので、よくご存じだと思うんですけれども、可能であれば、どこが1番参照先として目を向けるべきか、具体的に情報があれば教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○鈴木委員 ぱっと今すぐ言えないんですけれども、調べてご連絡をさせていただきたいと思いま

す。例えばO₂というのは明らかな間違いじゃないかと思います。酸素がストレートに問題になるとはちょっと考えられない。煤塵とか浮遊粒子状物質というのは日本の大気汚染防止法の書き方で、煤塵自体をPMという形で捉えるのか、浮遊粒子状物質は多分PM2.5とかPM10とかという言い方が世界的には取られるんだろうというように思います。

今、問題になっているのは、さらに、いわゆる日本でいうところの光化学オキシダント、オゾンがやっぱり今非常に大きな問題になっている、そういったガスなどについても、世銀のガイドラインがいいのか、あるいは、ほかにより適切な、WHOのモニタリングガイドラインとかがありますから、ちょっとそこら辺を整理してお伝えすることができればと思います。追ってまたご連絡をさせていただくようにしたいと思います。

○原嶋座長 どうもありがとうございます。いずれにせよ当時と分析技術等は変わっておりますので、項目などもかなり変わっておりますので、有益な情報をお願いします。

続きまして、木口委員、聞こえますか。多分補足、追加だと思いますが、よろしくお願いします。

○木口委員 加藤さんのご回答、ありがとうございます。ただ、やはり治安が悪い国で保安に軍と警察等が関与するというようなところがまだ気になっておまして、協議とかにもし警察ですとか軍が立ち会うというようなことも、過去には事例としてはありますので、そういったところを問題にしているのと、あと、確かに、例えば紛争後の復興等で、そういった武力を行使できる機関の、一定の監視が必要なケースというのはあるかと思うんですけれども、それと発電所の建設等の通常の国での実施の際でのそういった機関の関与というのは、ちょっと分けて考えたほうがいいかなと思っておられますので、先ほど田辺委員がおっしゃったように、ぜひ文章でちょっと残してやり取りができればと思いますので、ご検討よろしくお願いします。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。1点確認したいんですけれども、国・警察等の関与ということで、これは対象国側の警察権限とか、そういったものがあって、その折り合いというのは非常にナイーブな問題になろうかと思うんですけれども、その判断というのは、なかなか現実には難しいところがあると思うんですけれども、こういう問題についてどのような判断、あるいは対象国の警察権限、主権に基づく警察権限などに配慮というのは、どう考えていけばよろしいのでしょうか。具体的に何かご提案があれば教えていただけますか。

木口委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○木口委員 インドネシアのケースだったかと思うんですが、協議で警察が立ち会うようなことがあったりですとか、私のほうでは、過去になりますけれども、東南アジアの別の国でもそういったケースがあったかと思いますが、治安上の問題というよりは、反対している方から見たら、威圧感を出せるための手配のようなふうにとられてしまうというところがあります。会議の進行に警察等を介入させなければ、そもそも住民協議とかが成立しないという、その状態自体が問題だこちらは思っていますので、そういった点で線引きが難しいのは、確かにそうかと思っておりますけれども、なかなかそういったものの介入を当初から許してしまうような形での現行の判断というのは、ちょっと問題だなというふうに思っております。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。いずれにせよ、安全の配慮ということは重要だと思うんです

けれども、対象国の警察権限に他国の機関が介入するという事柄も、また別の面で問題がございまして、表現も含めて、多分このままの表現はなかなか難しい面があろうかというふうに今感じております。

あと、田辺委員、木口委員、今、事務局からいくつかご回答はありましたけれども、さらに文章が必要、ちょっとこの辺のいろいろ手間の問題もありますけれども、どういう形を望んでいらっしゃるのか、ちょっと具体的に教えていただけますでしょうか。

田辺委員、どうぞ、お願いします。

○田辺委員 今頂いた回答に対して、我々も前回同様、さらなる意見ということで提出したいと思っているのですが、できれば文書で頂いたほうがありがたいという状況ではあるんですが。

○原嶋座長 一応議事録は残りますので、手間も含めて、その点ご協力いただければと思いますので、またご相談させていただきます。よろしくをお願いします。

あと、ほかの委員の皆様、ごさいますでしょうか。

ちょっと1点、私から、4ページ目などに、対象国の法律で対応しているという表現が各所にあるんですけれども、問題によっては、必ずしも相手方の国がそれぞれきちんと対応しているかどうかは、カントリーバイカントリーで違ってくるので、一律に言えない場合が出てくる。この表現はちょっと全体を含めて注意が必要じゃないかというふうに思いましたので、1点だけコメントさせていただきます。

どうぞ、杉田委員、お願いします。

○杉田委員 杉田でございます。

意見125を今見ているんですが、ちょっと形式的な意味合いもあります。125の意見には二つの内容が含まれていまして、工事中の安全配慮等についてということと、あと、感染症の話を書かせていただいているんですが、この欄というのは助言1に対するコメントということで、JICAさんの方針案を書かせていただいているんですが、ちょっと私自身が提起したときの考えとすると、工事中の安全配慮というのは助言4、それから、伝染病というCOVID-19のことを書いているんですけれども、これは助言6を意識して書いたものなんですが、何らかのお考えがあつてこういうふうに整理されたものだとすると、ちょっとそのお考えを、もしお持ちであればお聞かせいただきたいということと、それから、COVID-19についてはJICAさんの方針として、まさに今座長がおっしゃった対象国の法律と現行の枠組みが対応しているなんていうところで、なお、これらで対応できない想定外の事項が万が一ある場合は、ほかの内部手続等で対応していく。このほかの内部手続等というのも、ちょっとイメージがぱっと思い浮かばないので、もしアイデアがあればお聞かせいただくと大変ありがたく存じます。

以上です。

○加藤 JICA審査部、加藤です。

前者のご指摘につきまして、審査部のほうから回答させていただきます。一つ目の125番で杉田委員から、ガイドラインを基本原則という枠組みとしたうえで、それを包含する形で個別の契約等が、それにぶら下がった形で整理されるというご意見をいただきましたので、まさにフレーム全体の整理のご指摘をいただいているという理解をしています。包括的検討の助言1では、まさにそういったガイドラインと契約との対応の範囲、位置づけの整理のご指摘を受けていると理解していま

したので、それとの関連ということで、125番を一つにまとめて入れさせていただいたということでございます。

新型コロナの対応については、企画部より回答させていただきます。

○伊藤 JICA企画部の伊藤でございます。

先ほどご紹介のあったコロナについての部分なんですけれども、対象国の法律と現行の枠組みで対応という部分ですが、現行の枠組みというところの中には、恐らくWHOとか、そういう国際機関による各種のガイドラインとか通達とか、そういうところが当てはまるんだと思います。JICAがこういうルールをつくるというわけにもなかなかいかないんで、国際的なそういう規範となるようなものを参照にしながら、相手国と相談してどういう対応をするのかというのが、現実的な対応かなと考えております。

ですので、ほかの内部手続というのも、そういう部分を確認していくプロセスかなと考えています。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

一通りご意見を頂戴したかと思えます。ちょうど時間的にも、こちらのほうで換気を取るタイミングになってまいりましたけれども、村山委員、ご意見がありましたら、よろしく願います。

○村山委員 すみません、休憩の前に。

時間の範囲で議論させていただきたいと思うんですけれども、可能な範囲で後日、書面でコメントも出させていただきたいと思えます。

それから、今日いただいた方針案の中で、明確にガイドラインに含めるという表現もあれば、FAQで記載するという表現もあるんですが、全くそういう表現がないもののJICAとして対応されるというところもあります。このあたりは何も記載がない場合はガイドラインも含めないし、FAQにも今のところ書かないけれども、JICAとしては対応する、そういう理解でよろしいでしょうか。そのあたりを確認させていただいたうえでコメントを出したいと思えます。

以上です。

○原嶋座長 村山委員、具体的に何かポイントとしてはどういうところを念頭に置かれているか、ヒントを教えていただければありがたいんですが。

○村山委員 例えば1ページ目の助言2、ビジネスと人権に関して、方針案では留意しながら対応するとなっています。なので、JICAとしては対応するという事だと思っておりますが、これはどういう扱いになるのかというようなところですね。それから、労務管理、4ページ目のテーマ⑥、このあたりも基本的にはガイドラインの記載は維持されるということですが、いくつかの点はFAQに記載とあります。その他の点、1番下の黒丸については、MDBsの契約約款も参照しつつ、JICAの契約書類を作成してきているということなので、ここで対応されるということなんですけれども、環境社会配慮ガイドラインの枠組みでは対応しないという理解でいいのかどうかというあたりです。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

ちょっと落とし込み方というか、落とし込み先が少しくリアではないという点のご指摘だと思

ます。もし今、可能な範囲で対応できましたら、お答えいただきましたら。

○加藤 JICA審査部の加藤です。

村山委員からご指摘いただきました一つ目は、包括的検討の助言2のビジネスと人権に関する国連指導原則に関連した対応ですけれども、少しこの部分の配布資料上の書き方がわかりにくくなってしまいましたが、「理由、考え方」に、ガイドラインの「理念」において、「日本政府方針に沿って適切な環境社会配慮を行うこと」を明確にする方針であり、ここにご指摘のビジネスと人権に関する国連指導原則と、それに基づく日本政府の国別行動計画を網羅してガイドラインで取り扱っていくということを想定しております。

実際に国別行動計画においてJICAのガイドラインに基づく対応についても言及されておりまして、そこではガイドラインに基づいてきちんと環境社会配慮を継続して行っていくということが求められておりますので、まさにそういった求めに沿って対応していくということとなるかと思えます。

MDBsの枠組みを踏まえた契約の作成というところは、村山委員のご理解のとおりでありまして、これまで契約雛形の作成に当たって、そういったものも参照しながら作成してきておりますので、これをガイドラインでさらに記載することはせずに、現行のままでもよろしいものとJICAとしては考えているところです。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。いずれにしろ、ちょっと全体として落とし込み先をこれからもう少し詰めていく、大きく分けるとガイドラインのテキストそのもの、あるいはその下の説明文なりFAQ、あるいは、それ以外のJICAのいろいろな規則、あるいは先方との、あるいは関係者との契約、そういったいくつかの選択肢があろうと思えます。その落とし込み先についても、今後ちょっともう少し意識をして整理していただくということが必要になってまいりますので、よろしくお願いします。

ここで一旦、大変恐縮ですけれども、会議室のほうで特にご意見がなければ、一旦換気のために10分弱休憩させていただきたいと思えます。再開時間は15時5分を目途に再開させていただきますので、一旦休憩させていただきます。よろしくお願いします。

14:58 休憩

15:06 再開

○原嶋座長 傍聴室からの発言です。再開させていただきます。お願いします。

○傍聴室担当 恐れ入ります、すみません、こちら傍聴室の2なんですけれども、こちらもご発言をご希望されている方がいらっしゃいますので、もしよろしければ、先に傍聴室……

○原嶋座長 じゃ、まず、お名前をお願いします。

○遠藤氏 メコン・ウォッチの遠藤と申します。NGOです。

115番で意見があったことに対して、今までのご説明の中でJICAさんの具体的にどうするこのを書かれていないような気がしましたので、もう1度確認させていただけますでしょうか。

○原嶋座長 ありがとうございます。承ります。

もうひとかたいらっしゃるようですけれども、傍聴者の方、まだお戻りではないでしょうか。

○高梨氏 海外コンサルタンツ協会の高梨と申します。

2点ほどコメントかたがた意見を述べさせていただきます。一つは5.1のところの民間連携事業、

いわゆるビジネスと人権のところなんですけれども、先ほど加藤さんの説明では、JICAの方針として、日本の国別行動計画に留意しながらとあるんですけれども、私もこれを読ませていただいたんですけれども、それは令和2年10月にできているんですね。その中にまさにおっしゃるとおり、JICAの環境社会配慮ガイドラインについて、こういった人権問題について対応しているというようなことが明記されているんですね。

ところが、現在我々がやっているようなガイドラインの改定については、何の指摘もないので、あれを読んだ方は、何か現行のガイドラインが十分人権に配慮しているような、そういうふうに読まれてしまうので、また、一方、この中身を見てみますと、特に中小企業関係ですと、プラットフォームなんかをつくって今後対応していこうということで、なかなか結論的にこうしようというよりは、今後の課題をまとめているというのがこのNAPの中身だというのがわかりました。そういう面では、少し書きぶりを検討していただいたらどうかというふうに思います。

それから、もう1点、6.1と6.6、労働の安全衛生のところです。先ほど加藤さんからは、労働に関する安全ということで、ODA建設工事安全管理ガイダンスのお話だけをされたんですけれども、実はJICAのほうでは新しい工事安全スペックという、まさに契約に入れるスペックが作成されて、私どもも説明を受けました。新年度からこれを適用したいというのが、インフラ技術部の方針でした。

そういう面では、現在、安全管理に関するJICAの関連の図書が二つありまして、このガイダンスともう一つ、標準スペックというのが二つあります。インフラ技術部のお話ですと、このガイダンスのほうは無償事業に適用したい、スペックのほうは円借款、有償事業に適用したいということで、二つに分けております。そういう面では、少し正確な記述が必要かなと思いますけれども、この中では、ご指摘のように、工事中の安全、それから衛生、特に衛生も強化されていまして、AEDなんか、心臓発作なんかの場合の機器を備え付けるようにとか、非常に健康面でも大分突っ込んだ準備をするようにというふうな指摘が入っています。

そういう面では、これが工事中のことなんですけれども、実際に環境社会配慮をやる我々、協力準備調査段階では、どこまで深掘りするののかというところが、まだ依然不透明なところで、それについては引き続き協議する予定にしております。

ちょっと2点気づいたところがありましたので、お話ししたいと思いました。ありがとうございました。

○原嶋座長 都合3つですけれども、よろしいでしょうか。

○高梨氏 はい。

○加藤 JICA審査部から、ご指摘をいただいたメコン・ウォッチの遠藤様からいただいたご指摘と、ECFAの高梨様からいただいた1点目につきまして回答させていただきます。

遠藤様からいただいた「適切かつ速やかな回答」という点につきましては、明確に説明が伝わらなくて申し訳ありませんでしたが、現行のガイドラインで、「ステークホルダーから指摘があった場合は回答する」ということが明記されておりまして、それをまさにJICAとしては遅滞なく回答するべく情報を集めて善処しているというところをございまして、まさにご指摘を受けた適切かつ速やかな対応に向けて努力をしているということでございます。

従いまして、現行のガイドラインの記載修正までは考えておりませんが、ご指摘を踏まえ

たJICAの対応を、引き続ききちんと取り組んでいくということと考えております。

2点目のビジネスと人権の取り組みに関連した内容でございますけれど、実際このビジネスと人権に関する国連指導原則に基づく国別行動計画の策定プロセスにおいては、JICAガイドラインの改定のプロセスについても、委員の皆様にご説明をしております、それも踏まえたうえで今回の国別行動計画における取り組み、行動計画が示されているというところでございます。その中で引き続きガイドラインの内容に基づいた配慮の継続というところが、後押しを受けたということでございます。

最後の労働安全衛生につきましては、企画部から回答させていただきます。

○工藤 企画部業務企画二課の工藤と申します。

労働安全衛生につきまして、ODA建設工事安全管理ガイダンスと、あと、今業界団体にご説明がされている件が有償を念頭にあったけれどもというふうなお話だったかと思えます。ODA建設工事安全管理ガイダンスについては、ご指摘のとおり、無償を念頭に置いたものでございます。これとはまた別に、主に有償を念頭に置いたものとして、JICA安全標準仕様書、通称で言えばJSSSと呼ばれているものですが、こちらについては今、業界団体の意見も聞きながら取りまとめているという状況でございます。

まだ決裁も済んでおらず、まだ外にも公開しているものではございませんので、このJICAの方針のところにはあえて記載をしておりますけれども、無事に来年度使えるようになりましたら、そちらに沿って行っていく、工事安全管理についても、基本的に有償についてはそちらに沿っていくものと思っております。

関係する業界団体のヒアリングのときにはご協力いただきまして、誠にありがとうございました。以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

一応、次の説明に移らせていただいて、また後ほど全体を通してご意見を頂戴します。

傍聴室、聞こえますか。

○傍聴室担当 傍聴室2です。1名がご発言をご希望されていますが、よろしいですか。

○原嶋座長 どうぞ、手短にお願いします。

○波多江氏 申しわけございません、FoEJapanの波多江です。よろしく申し上げます。

もう1度、132の保安の件なんですけれども、先ほど軍と警察というところが強調されてはいたんですけれども、例えばインドネシアなんかですと、いわゆるプレマンというチンピラですとか、そういった民間、あるいは警備員ですとか、そういったところも保安要員にやはり出てくるわけですね。住民協議ですとかで、やはりそういった方たちが同席すると、やはり威圧ですとか脅迫ですとか、そういったことが住民の方たちが感じるということであるということでいくと、114番のほうに私たちの提言、114に書いてあるところについては、JICAの方針案としては、世銀のESS10に沿って、例えば意識調査、マニピュレーション、それから干渉、強制、差別、脅迫のないものとする旨を追記すると書いてあるんですけれども、ここに非常にこの保安要員の私たちの問題意識というのは関わっているので、ここに上手く書き込んでいくのかどうか、そういったところも含めて検討していただきたいというふうには思います。

それから、文書回答の件なんですけれども、そもそも私たちから出されている意見についての回

答が、今回漏れていたのかよくわかりませんが、なかったということなので、ぜひ文書で回答を1度いただいて、そのうえで議論をきちんとさせていただきたいので、ぜひご検討をお願いします。ありがとうございます。

○原嶋座長 今の点について承りまして、検討させていただくということによろしいでしょうか。

続きまして、まず、次のテーマについての説明を頂戴した後、また意見交換に移らせていただきたいと思います。

続きましては、テーマ⑦⑧、加えて温室効果ガスに関わる問題についてご説明を頂戴します。よろしくをお願いします。

○小島 代わりまして、審査部の小島です。テーマ⑦⑧、そしてGHGについての私たちの方針案を説明させていただきたいと思います。

まず、テーマ⑦の自然生息地に関係するものなんですけれども、お手元の資料の7ページ中盤から11ページ中盤にかけて、9つの助言に関して146番から172番の27の意見をいただきました。

まず、一つ目なんですけれども、7ページの中段から始まる助言1から3の146番から153番の生物多様性に関するご意見につきましてでございます。

一つ目が使用する言葉、現在のガイドラインにおいてはいくつかの言葉があったというところなので、生物多様性というような言葉を使いたいと考えています。生物多様性の評価方法あるいは評価基準については、IFCなどを参考にしたいというところがございます。

また、生態系サービスについて配慮すべきというようなご意見があったので、これは配慮項目に加えて配慮していきたいというところなんですけれども、影響が想定されるコミュニティの範囲がかなり広くなるというところと、検討評価手法が明確とは言えないというふうに考えますので、可能な範囲で配慮するというふうな形にしたいと考えています。

続きまして、8ページの中段から始まる助言4の154番、155番の生物多様性オフセットに関するご意見につきましてです。ミティゲーションヒエラルキーの最終手段であるということは認識しつつ、世銀やIFCの運用を参考に、現地の専門家などの助言を得て取り組むというふうにしたいと考えています。参照する事例も、今後当機構で実施していく事例も積み上げて、知見を集めないといけないというところがございます。

続きまして、8ページの下段から始まる助言5の156から161番の自然生息地の区分に関するご意見についてでございます。世銀においては、自然生息地区分をクリティカル、ナチュラル、モディファイドの3つに分離したことを、同じようにJICAガイドラインで導入するかについては、世銀の運用を引き続き確認し、今次改定では導入せず、今後の継続検討の課題としたいと考えています。

その理由につきまして、これら区分に当たっては、十分な情報と慎重な検討が必要であります、それらに必要な情報が得られない場合が想定されるというところがございます。

現行のガイドラインでいう重要な自然生息地については、現行どおり、慎重かつ丁寧な対応を行っていききたいというところがございます。

9ページの中段から始まる助言6の162番から164番のプライマリーサプライヤーへの対応というところに関するご意見についてでございます。これも慎重な検討が必要と考え、世銀の運用を引き続き確認し、今次改定では導入せず、今後の継続検討の課題としたいというふうに考えています。

9ページの1番下のところから11ページ中盤にかけて、助言7から9の165番から172番の保護区指

定に関するご意見につきましてでございます。現行ガイドラインにおいては、原則として、政府が法令などにより自然保護や文化遺産保護のために、特に指定した地域の外で実施しなければならないとありますけれども、実態の保護区の指定目的を置かれた現状は様々であり、その指定目的に合わせた相手国の法規制および管理計画に沿って事業実施を判断したいというようなのが私たちの考えでございます。

先に説明した重要な自然生息地の運用を保つということにより保護すべきものについては、これまでと同様に保護を担保できるんじゃないかというふうに考えています。

以上がテーマ⑦、自然生息地についてのご説明でございます。

引き続き、テーマ⑧、住民移転、先住民族についてのご説明をさせていただきます。11ページの中段から14ページにかけて、9つの助言について173番から197番の25の意見をいただいています。

まず、11ページの中段から始まる助言1の173番、174番の財産価値の毀損への補償に関するご意見につきまして、これについては、当機構の事業で取り組んでいる事例もあり、引き続き日本国内や第三国の事例などを踏まえて可能な範囲で対応したいというところで、現行のガイドラインの記載を維持したいというところでございます。

11ページの下段から始まる助言2と3の175番から182番の住民移転に関するご意見につきまして、資産調査結果の提供については、ESSのガイダンスノートにおいては、提供し説明するというようなことが記載されています。そのようなことをFAQに記載したいというふうに考えています。

その中で合意書の手交については、その可能性を検討中というところ、それと記載ぶりを検討中というところでございます。移行期間中の補償につきましては、何をもって移行期間中というのは個別案件によると思いますので、その補償の検討においてESSなどを参照したいというふうに考えています。

最後、ジェンダー配慮については、女性が特に負の影響を受けやすい要因の有無を個別案件で都度確認して、社会的弱者の配慮の一環として対応するというようなことで考えているところでございます。

続きまして、12ページの下段から始まる助言4の183番から184番の経済的移転に関するご意見につきまして、現行ガイドラインにおいても生計手段の喪失への対応は定められており、これを維持したいというところでございます。運用においては世銀を参照するというところでございます。

同じく12ページの下段から始まる助言5の185番から187番のモニタリング、事後評価に関するご意見につきまして、これらは各案件のモニタリング、事後評価でも確認しているところを、引き続き取り組みたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、13ページの上段から始まる助言6から8の188番から196番にかけての先住民族に関するご意見につきまして、まずは和文呼称は先住民族のままとし、英文呼称について必要な場合は、ESSにあるように、Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communitiesなどを使用するというようなことでいいんじゃないかなと思っています。

また、先住民族に影響を及ぼす場合は、新FPICと言っていいんでしょうかね、Free, Prior, and Informed Consentの考え方を要件としたいというふうに考えています。先住民族計画は必要に応じて引き続き作成し、その際はESS7を参照するというにしたいと考えています。

最後、14ページの中段から始まる助言9の197番の無形文化遺産に関するご意見につきまして、

世銀の運用を引き続き確認し、可能な範囲で配慮を行っていきたいと考えています。調べた限りでは、世銀の事例はまだ確認されていない様子でございます。

説明を続けさせてもらいまして、198番から201番に分類できなかったご意見をいただいています。お答えできる部分について、若干一般論的な話になりますが、述べさせていただきたいと思えます。

198番の助言委員の配置につきまして、助言委員の皆さんの改選は2年に1度行っておりまして、20年の夏に改選したところでございます。22年に改選する際には、必要な専門性について相談させていただくのかなというふうに考えています。

199番の迅速性と質の確保について、これまで指摘されているところでございますので、留意していきたいというところでございます。

200番の新型コロナ対策などの感染症も含めた疾病の広がりにおいて、ステークホルダー協議などをどうするかという点なんですけれども、COVID対策においては、各国際機関が様々なガイドライン、彼らのガイドラインの補完資料を公表しています。ステークホルダー協議の実施に当たって対策や工夫を促すものが多く、例えばステークホルダー協議をスキップするなどのことを可とするようなものは、今のところ私は見つけられていません。当機構においても、当該国の状況や制約に応じて対応を行っているところでございます。

最後、201番は諮問委員会の議論のプロセスについてのご意見というふうに承知しています。進め方については、先ほど紙の書類のやり取りの話がありましたが、また相談させていただければというところでございます。

続きまして、今のは15ページまでで、その次に、また1ページに戻って、GHGの話があります。これについても引き続き説明させていただこうと思えます。

助言6というふうに書いていますが、助言においては、一定以上の排出量が想定される個別事業のGHGの推計が求められるというふうにあります。また、サプライチェーンにおける排出量を推計することは困難を伴うことが予想され、中長期的な課題と認識するというようなことが記載されています。

それに関して、1番から7番のご意見が出ております。個別にはお答えしませんが、1番右のJICAの方針のところについてご説明したいと思います。

まずは私たちの方針としましては、スコープ1で一定量以上のGHGの排出が見込まれるプロジェクトにおいて、事業開始前に年間のGHG排出量を推計し公開するとしたいというふうにあります。その閾値については、年間2万5,000二酸化炭素換算トンというふうにしたいと考えておりまして、それをFAQに記載することを考えています。

推計対象のGHGをどうするかというような議論もありますが、一般的に7つのガスがあるんですけれども、そのうち二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素の3つとしたいと考えています。さらに個別案件について、脱炭素社会への移行に確認するというのは、必ずしもJICAガイドラインの趣旨と馴染まないというふうに考えますので、他方、中長期的視点からは、日本政府の方針に沿って理念などに書き込むことを考えたいというふうに思っています。

以上、小島からの説明でした。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。今大きな問題として自然環境、生物多様性、そして

住民移転、さらに先住民、そして温室効果ガスということで、大きく4つの問題に関わる方針案のご説明がございましたので、ここを優先して、もし必要であれば、前のテーマにも遡っていただいても構いませんので、ご意見を頂戴したいと思います。ご意見のある方は遠慮なくサインを送っていただきたいと思います。

まず、ちょっと順番をあれまして、持田委員、聞こえますか。お願いします。

○持田委員 持田です。意見というよりも質問です。8ページの助言5に対するJICA方針案、それから、9ページの助言6の方針案で、ここに書かれてある「理由、考え方」については、情報が十分に得られない場面が多々想定される、これは非常に理解します。従って、今回は改定の対象にせずに、継続検討の課題として必要に応じて、あるいは情報が十分に得られる場合には、次回改定のチャンスの際に改定するというふうに理解しましたが、正しいでしょうか。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

頂戴しまして、続きまして、いくつか質問を頂戴した後に対応させていただきますので。

黒木委員、聞こえますか。お願いします。

○黒木委員 オリエンタルコンサルタンツグローバルの黒木です。

3点ほど質問があります。まず、7ページ、150番の生物多様性のところの予防的アプローチというところで、この言葉を入れるかどうか検討するということ、右側の方針を見ますと、評価方法、評価基準について、運用面でIFC等を参考にするということですが、例えば生物多様性の重要な自然地域かどうかというような判断をIFCのガイダンスノートとか、かなり深いものになるので、これをあらかじめ使いますというのと、必要に応じて参照しますというところでは、かなり分析調査の手続とか深度が変わってくるので、これは今までどおりの概念として捉えていいかどうかということについてお尋ねしたいと思います。

次は11ページの175番の合意書の手交の可能性についてというところがあります。これについて検討中ということが書かれていますけれども、これはF/Sの段階をおっしゃられているのか、実施段階のことか、どちらか確認させていただければと思います。

3点目は、前回の検討事項の①理念、気候変動のGHGのところなんですが、この一定以上の排出量が想定されると言っているところは、供用時のことをおっしゃられているのかどうか、例えば、1番右のJICA方針のところ、3つの物質について定量化、検討するというふうに書いてありますけれども、具体的にはどういう業種を想定されているのかなという質問です。

以上、今説明があったところでの質問なんですが、前回の1番から4番についての追加質問もありますけれども、この後がよろしいでしょうか。

○原嶋座長 可能であれば、コンパクトにお話しいただいて結構ですけれども。

○黒木委員 じゃ、前回のものも振り返って大丈夫ですか。

○原嶋座長 はい。以前のものについても、この段階で出していただいたほうがよろしいかと思えますので、コンパクトをお願いします。

○黒木委員 ちょっと戻りますけれども、前回の56番のドラフトEIAをもって120日のカウントを始めるというところでのコンサルタント側で随分議論して出した結論なんですけれども、これについては、承認担当省庁に出したものの時点から120日カウントするということなんですけれども、

我々の意見としては、ドラフトEIAがJICAのF/Sで支援作成するものであれば、やはり助言委員会コメントを反映したものにすべきだということ、また、既に相手国等によって作成されたものがあれば、助言コメントを後づけに出すにしても、助言を英文で付して公開すべきだろうという意見がありました。

この理由については、通常のF/Sスケジュールでいうと、ドラフトEIA作成タイミングと助言委員会のタイミングというのは、ほとんど変わらないので、助言委員会を終えて助言を反映したものを公開すべきではないかということで、このタイミングのずれはあんまりないでしょうということと、質の高いインフラ投資を踏まえた迅速なODAをするということかと思うんですけれども、G7伊勢志摩原則あたりでも十分な環境配慮をするというところがあったので、助言を踏まえて出すのが、その原則に準じる対応だと思うところというのと、承認EIAとは別に助言をアドオンする形にすると、担当の移動とか、その文書がコンサルタントとかコントラクターとの契約で使われないと、こぼれ落ちてしまうところがあるというようなところ、もし相手国のEIAが既に存在するものであれば、冒頭に言ったように、助言を英文で出して対応がされるべきということがあると思います。

ただし、EIA手続を助言委員会終了まで開始しないということではなくて、ドラフトEIAを120日公開する場合は、既に手続を開始している場合であっても、助言を反映した方針版EIAをもって開示していく、120日公開していくという意味です。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、ここの段階で今、持田委員から1点、黒木委員から前回のものが1点ありますけれども、合わせて4点というか、都合5つのポイントがありますけれども、次回でもいいものもあるかと思えますけれども、今の段階で大体さばきをしていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○小島 改めて審査部の小島でございます。

最初の持田委員からのコメント、それと黒木委員のIFCを参照することによって調査の深度が変わるかという質問、それと、合意書を手交することを検討するということにおいて、それは実施段階なのか調査段階なのかというご質問については、私のほうで答えられる部分は答えたいと思います。黒木委員の3番目のGHGの閾値については、供用時のことを言っているのかどうかというようなご質問については、別の部署から回答をお願いしたいと思います。最後4点目の120日ルールのところも、企画部のほうからお願いしたいと思います。

最初に戻りまして、持田委員からいただいた生態系に関しての話で、情報が集まったら次回の改定時に検討するということは、そのように考えているというところでございます。

黒木委員からいただいた、生態系においてIFCなどの評価基準などを確認することによって、コンサルタントの皆さんが調べるべき深度が変わるのかということについては、そのようになるんじゃないかなと思いますが、具体的にどこまで調べてもらうかについては、また考えていきたいと考えています。

合意書の話なんですけれども、合意書という一言でいろいろあると思うんですけれども、最終的には実施段階で得るものじゃないかなというふうに考えています。

それ以降は、GHGについては地球環境部、120日ルールについては企画からお願いします。

○谷口 地球環境部気候変動対策室の谷口です。

黒木委員からのご質問ですけれども、まず、供用時かという点については、ご理解のとおりです。それから、具体的な業種ですけれども、例といたしましては、例えば発電事業であるとか運輸交通、それから上下水道、廃棄物などが考えられますが、今申し上げたのはあくまで例示で、必ずしもこれに限定されるわけではございません。

以上です。

○工藤 企画部業務企画二課の工藤です。

120日もしくは60日の話ですけれども、ドラフトEIAではなくて助言委員のコメントを反映したものを起点としてはどうかということと理解しています。本日のテーマそのものではないので、どれほどの差があるのかも勘案したうえで、後日議論させていただければと思っております。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、お三方からサインをいただいておりますので、ご意見を頂戴します。

田辺委員、聞こえますか。お願いします。

○田辺委員 先ほどと同様ですが、回答が頂けていない箇所が二つございまして、一つは176番の補償基準と算出根拠の公開についてということと、それから、178番の移転実施前の住民移転計画の最終版の公開というところですので、よろしくお願いします。

○原嶋座長 ありがとうございます。

続きまして、日比委員、聞こえますか。ご発言をお願いします。

○日比委員 ありがとうございます。まず、特に生物多様性の部分で二つ質問があります。まず、156番のところからいくつか続く、重要な生息地に関わる部分で、今回、生息地区分を導入するかどうかについては、今回の改定では導入しないということで、今後の検討課題とされるというふうの方針が示されていて、その後に165番、保護区のところになるんですけれども、つまりこの区分による検討しないというのは、この保護区の取り扱いと密接に関係してくる部分になってくかなと考えるんですけれども、その保護区についての扱いについては、方針として現行のガイドラインでは原則として、保護区では事業をしないということがあるんだけれども……

○原嶋座長 日比委員、聞こえますか。ちょっと音声が入切れていますので、保護区のところの説明をいただきましたけれども、その後をお願いしていいですか。ちょっと音声が入切れ途切れなんです。お願いします。ゆっくりどうぞ。

○日比委員 保護区のところ、今回その方針として、保護区ではプロジェクトは原則としてやらないんだけれども、一律に事業を回避するものではないという方針案が書かれているんですけれども、今回は生息地の区分は今回導入しないという方針がある一方で、保護区のところはそのまま維持するのかなと思ったんですけれども、ここに書かれている内容、一律に事業を回避するのではなくということ、これまでのガイドラインの解釈、運用からすると、かなり踏み込んで保護区で要は実施し得るんですと、原則しないということからかなり踏み込んでというふうに読めるんですね。

なので、そこがこの解釈、考え方を変えるのかどうかというのを確認させていただきたい。というのは、生息地区分による管理ということでは変更しないまま、ここをこのように変えると、実質

的な生物多様性、自然に関する影響のセーフガードとしては、いわゆるダイリューションにつながる、論理的にはつながり得る可能性がありますので、この書きぶり、方針の書きぶりが、これまでの保護区の原則だということからかなりニュアンスが変わってきている、そういう理解でいいのかということ、なぜそういう変更案を示されているかということが、まず1点目です。

それから、もう一つは気候変動のところなんですけれども、こちらについては、私、前回の会議の後に、座長からも前回会議で発言させていただいた内容を取りまとめてくださいということを受けまして、後日提出していただいているんですけれども、それについてはあまり答えていただけないのかなと。5番とか6番は答えていただいているところになるんですけれども、ほかの部分はどうなったのかな、特に石炭火力発電に関しては他の委員からも発言があったところかと思うんですけど、それについてはご回答がなかったように思います。その2点になります。よろしくお願ひします。

○原嶋座長 ありがとうございます。ちょっと確認いたしますけれども、まず、1点目が、世界銀行の生息地の区分は導入しない、さらに従来保護区で開発しないというルールについて若干の修正がある、このあたりの解釈とか取り扱いについての確認が1点。2点目は、温室効果ガスの点で前回、追加のコメントをいただいたものについては、次回対応させていただきますけれども、前回、日比委員からご質問がありましたとおり、石炭火力の問題についてここにありますので、その点についてという2点でよろしいでしょうか。

○日比委員 はい。

○原嶋座長 じゃ、まずいただきます。

じゃ、ここでちょっと対応、まだお二方ありますけれども、田辺委員から2か所についてのご質問と、日比委員から2点についてですけれども、今のお答えできる範囲でお答えしていただけますか。

○小島 改めまして、小島です。

NGOの皆さんからいただいた176番のご意見、非自発的住民移転および生計手段の喪失に係る補償の基準は公開され、一貫性をもって各損失資産に適用されなければならない、また、算出根拠は文書化され、公開されなくてはならないというようなご意見に対してですけれども、現行ガイドラインにおいても別紙1、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の非自発的住民移転の項目において、住民移転計画の策定を含む情報公開について記載されています。

住民移転計画は、世銀のセーフガードポリシーに規定される内容が含まれることが望ましいとされており、また、補償方針を含む基準積算根拠は、右に基づき含まれ公開されています。レビュー調査では、住民移転が発生する37案件中全件でRAPおよび審査時の協議により、再取得価格による補償方針および具体的な算出方法を確認しています。

続きまして、178番、移転・補償対象者に対する合意形成および移転・補償措置の実施前に住民移転計画の最終版が作成、公開されていなければならないという趣旨のご意見でございます。

カテゴリBのプロジェクトにおいては、現行ガイドラインにおいても環境アセスメント報告書、住民移転計画、先住民移転計画の提出があった場合は、情報公開を行うというふうに規定されています。運用上、ほぼ全ての用地取得、住民移転を行う事業において、住民移転計画が作成されていることを、ガイドラインのレビュー調査においても確認しています。住民移転計画の内容について

は、現地ステークホルダー協議も開催されて、カテゴリBにおいても、作成されているRAPは原則公開されています。

続きまして、田辺委員からいただいた156番、自然生息地の分類は導入しないし、保護区の規制もなくすのかというご指摘についてでございます。

まず、ガイドラインにどのようなことが書いてあるのかというところから説明させていただきます。ガイドラインの別紙1に、19ページになるんですけれども、法令基準、計画などとの整合というような書き方の中で、今はプロジェクトは原則として政府が法令などにより自然保護や文化遺産保護のために、特に指定した地域の外で実施しなければならないというようなことが書かれています。その後、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。これに基づいて、保護区においては原則事業を実施しないというのが現在の運用でございます。

もう一つ、現在のガイドラインに書かれてあるのが、同じガイドラインの19ページなんですけれども、生態系および生物相というところの中で、プロジェクトは重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換、または著しい劣化を伴うものであってはならないというところがございます。

私たちの方針としまして、保護区というふうに指定されているものについては、現地の法律に従って運用するというふうにしたいというのがあります。自然生息地については、私たちも引き続き重要な自然生息地というような考え方は保つ予定でございますが、世銀が導入する分類を今回導入はしないというような考え方でございます。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

まだいくつかあろうかと思えますけれども、まず、サインをいただいておりますので、石田委員、聞こえますか。お願いします。お待たせしてすみません。

○石田委員 本日、JICAさんのほうから更新した部分としてご説明いただいたGHG排出量の推計につきましては、本日いただいたご説明をまた踏まえまして、必要に応じて当方から意見を述べたいと思います。

以上、申し上げます。

○原嶋座長 ありがとうございます。

杉本委員、聞こえますか。よろしくをお願いします。

○杉本委員 杉本です。今、石田委員からもご指摘があったところで、GHG排出量の推計についてのところですか。新しくお示しいただいておりますが、先ほど谷口副室長からのご回答も踏まえて、2点ほどご質問させていただければと思います。

1点は、先ほど業種として想定されるところが運輸、交通、発電、上下水道ということなども例示として挙げていただきました。そのうえで改めてスコープ2が適切に推計できるかというところで今、技術的に難しいというふうにご指摘をいただいたが、スコープ2については必要な情報の入手が難しい場合が想定されるというふうにございますが、具体的にどういうふう難しいか、もしご回答をいただければ幸いです。

というのは、CDMほか、何らかの電力の排出源単位については、大体の国であるんじゃないかということいくつかレポートもありますので、その点、もう既にこういう国でなかなか取れないという事情などがあれば、教えていただければと思います。

それに関連して、スコープ1とスコープ2の間で重複が発生する可能性があるということですが、具体的に発電施設以外でそのような例示があるのかどうかというもお聞かせいただければと思います。そこに関して、なぜスコープ2かというところで、国内なり閉じた世界でいえば、スコープ1だけで全体の排出量、インベントリに対する影響というところの判断というのができるかと思いますが、移転にはメコン地域ほか、いくつか電力の融通というのが国際間でも行われていて、電化をしていくと、そのプロジェクト自体は排出がないというふうにバーチャルに判断されてしまう恐れがあるというところでは、その施設のインパクトをはかるうえで、スコープ2というのが必要ではないかというふうに考えています。

また、先ほど挙げていただいたような上下水道や交通、こういったところでの省エネの性能の比較も、その点に当たってのどういった技術を判断するか、こういうところのよりしろになるのかなというふうに考えてございますので、技術的に難しいというところについて、もしご回答をいただければ幸いです。

以上です。

○原嶋座長 石田委員のはコメントということですがけれども、今、杉本委員からのご質問、スコープ2の取り扱いについて、今の段階で、次回に譲るということであれば、それでも結構ですけれども。

○谷口 地球環境部気候変動対策室の谷口です。

杉本委員からのご指摘、ありがとうございます。ちょっとお時間を頂戴して、次回までにしっかり調べてご回答したいと考えております。

以上です。

○原嶋座長 それでは、あと4名の方からサインをいただいておりますので、続けさせていただきます。

織田委員、聞こえますか。お願いします。

○織田委員 織田です。よろしくをお願いします。

質問は1点だけなんですけれども、159番のところで、生物多様性条約を踏まえて、生物多様性の持つ社会的側面を含む総合的・統合的アプローチを模索すべきということがありますが、今回のJICAの方針ではこれについては触れられなかったと思うんですけれども、どのようなお考えなのか教えていただければと思います。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

続きまして、日比委員、聞こえますか。

○日比委員 一つは、先ほど石炭火力のところをお答えいただけていなかったかなと思うので、お願いしますというのと、生物多様性の特に保護区のところにちょっと戻るんですけれども、先ほどご説明をいただいたんですけれども、現行のガイドラインのところを読み上げていただいたというふうに理解しているんですけれども、やはりこのご回答と現行のガイドラインでは微妙にニュアンスが違って、言葉遣いも違うかな。現行のガイドラインは、政府が法令によって指定した地域の外で実施しないといけない、原則として、つまり指定した地域ではやってはいけないんですよということだったんですけれども、先ほどのお答えは、法律にのっとってと、つまり指定した地域であっ

ても、法律の書き方もいろいろありますから、法律によって許容されるのであればしますよ、つまり原則、この保護区では事業を実施しないという、本当に大原則だと思っただけですけども、そこからはやはりかなり方針が踏み込んでいるのかなというふうに、今の聞いても思いましたので、そういう意図でいいのですかという点と、それから、生息地区分のところの、先ほどお答えの中で、世銀の生息地区分は今回は取り上げないという言い方をされたんですけども、ほかの生息地区分の考え方を取り入れるという可能性があるのかという点です。

それから、これはちょっと先ほど気候変動のところでお聞きし忘れてしまった点なんですけれども、先ほど杉本委員からもスコープ2のお話もございましたけれども、やはりこのガイドラインが改定されると、例えば10年とか維持されていくわけですけども、そうするとパリ協定とか、2030年までは今回の見直しがそのまま維持されていく、その間にいろいろ国際的な情勢も変わってきたり、技術的な進歩もあったり、あるいはデータについての様々な多くのデータが積み上がったりという変化が出てくるのが予想されるわけですけども、そういったかなり早いスピードでこの分野は変化が起こってくるものに、どう対応できるようにするのかということと、やはりロックインの問題、特に大きなインフラ関係ですと、今の段階でのセーフガードでつくってしまったものは、その排出量という観点でいえば、かなり長い間そういうのが固定化されてしまう。

そういう意味で、やはり2050年カーボンニュートラルで、それを目指すうえでの2030年目標というものが国際的にあるわけですから、それにやはり柔軟に対応できるような何か仕掛けというか、規定というのは考えていったほうがいい、例えばスコープ2も今は難しいというようなことが書かれていると思うんですけども、順次それを導入していくというような方針も示していったほうがいいのではないのかなと考えますけれども、いかがでしょうか。ありがとうございます。

○原嶋座長 頂戴しました。後ほどちょっとまとめて答えられる範囲でお答えしますが、ちょっとまず、いくつかご質問などを先にいただきます。

ちょっと順番があれですけども、三宅委員、聞こえますか。お願いします。

○三宅委員 三宅でございます。手を挙げた後に、先ほどの方のご質問である程度カバーされてしまったんですけども、やはり温室効果ガスのところでスコープ2、事業で消費するエネルギーということで、例えば運輸交通が分野に入ると言われましたので、鉄道事業とか、それは電車を動かすための電力ということになるでしょうけれども、一般には鉄道事業は、ほかの移動手段に比べて環境に優しいと言われたりしているわけですね。事業によっては100キロ延伸するものもあり、200キロ造るものもあり、その一部区間をこの円借款事業で行うというようなことで、非常にそういった場合の計算方法がどうなのか、それとも、また、その電力をどこで持ってくるかによっても違いますし、そういった考え方というのはしっかりしているのかどうかということですね。

そういったことを、特にこの2万5,000トンという数字を出されておりますけれども、年間CO₂換算で2万5,000トンというのは運輸交通、非常に円借款事業の一つの中核を占めておりますので、そういったところがアウトになるかという、その規模感みたいなものを、次回でよろしいですので、何かヒントを与えてくだされば幸いです。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、田辺委員、手短にご発言をお願いしてよろしいでしょうか。

○田辺委員 先ほどの178番なんですけど、これは移転計画書自体が公開されるということは、現行のガイドラインで確保されていると思うんですが、実際に公開のタイミングが重要でして、公開前に移転のプロセスが始まっているケースが、NGOの提言書のほうに書かせて頂いたのですが、一部の案件で見られていることから、この移転のプロセスを開始する前に、きちんと公開する必要があるだろうという趣旨で提言をさせて頂いております。

なので、その点についてガイドラインに記載を頂きたいということです。よろしく申し上げます。

○原嶋座長 ありがとうございます。

傍聴席、聞こえますか。傍聴席でご参加の方でご発言の希望の方はいらっしゃるといふうに伺っておりますけれども。

○傍聴室担当 傍聴席です。ご発言をご希望されている方がいらっしゃいます。

○原嶋座長 それでは、傍聴者の方からご発言いただいた後、こちらのほうでちょっと休憩を取らせていただいて、今まで織田委員、日比委員、三宅委員からはコメントということですが、田辺委員からいただいたものをまとめて再開後に回答させていただくような段取りでお願いしたいと思っておりますので、鈴木委員、ちょっと恐縮ですが、その後でよろしいでしょうか。

まず、傍聴席のご発言をお願いしてよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

○波多江氏 ありがとうございます。FoEJapanの波多江です。

176番の住民移転のところなんですけど、先ほどJICAの方からご回答があったんですけども、レビュー調査の中で全件に算出方法は確認したという話だったんですけども、NGOのほうで見ている案件では、例えばミャンマーですとかインドネシアですとか、NGOの提言書に書かせていただいておりますけれども、しっかりと公開されていなかったがゆえに、一貫性が補償の中で失われて、コミュニティの中での不和ですとか、それから汚職につながるというようなケースがやはりあったので、なので、この提言をさせて頂いております、世銀の方針にのっとってやっているという話であるんですけども、ガイドラインのほうに、これは非常に重要だと思っておりますので、ガイドラインに今回やはり明記していただくという方向で、もう1度ご検討いただきたいなというふうに思っている次第です。

それから、1点手短に。1点目の177のところ、移行期間中の支援のことについて提言させて頂いております。ESS5にのっとって移行期間中の損失や費用への補償を対象としており、個別案件の補償の検討において参照するというふうになるんですけども、先ほどの回答を聞き逃したかもしれないんですけども、この参照するというのは、運用面において（※当該部、録音音声聞き取り不可）していくというJICAさんの方針という理解になりますでしょうか。その点を教えていただけますと幸いです。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

もうひとかた、鈴木委員からいただいておりますけれども、鈴木委員、休憩の後ということでお許しいただきたいと思っております。

今まで織田委員、日比委員、田辺委員、そして傍聴者からご質問等ありましたので、事務局から申し上げます。

○折田 すみません、JICA企画部折田です。日比委員のほうから2回に渡って、石炭火力の扱いに

ついて回答がされていないとご発言いただいたんですけれども、申しわけございません、具体的に、どのことかちょっと当方で理解していないので、ご教示いただければと思います。

○原嶋座長 ご発言を明確にしたいという趣旨ですので、日比委員、聞こえますか。

○日比委員 これは前回、第5回の際に発言させていただき、あと、その後意見書を出して、私がおの扱いに関する理解が出来てないのかもしれないんですけれども、もし次回、それを取り上げていただくということであれば、次回でもいいんですけれども、12月18日、前回の会議と18日に意見書を出したところで、石炭火力についての扱いについての質問をさせていただいていたんですけれども。

○原嶋座長 わかりました。今の点を含めてちょっとこの後、あるいは次回まとめてということを含めて、再開後に明確にさせていただきたいと思います。

鈴木委員、大変恐縮ですけれども、ちょっとお待ちいただきたいと思います。

○鈴木委員 鈴木です。了解です。

○原嶋座長 傍聴室のほうについても再開後ということでお許しいただいてよろしいでしょうか。

傍聴室のほうからも再開後に頂戴いたしますので、ここでちょっと会議室の方を5分ないし10分程度、換気させていただきたいと思いますので、お許しください。それでは、再開は20分を目途ということでお願いします。事務局のほうは、早速回答の準備をお願いします。

16:10 休憩

16:19 再開

○原嶋座長 それでは、再開させていただきます。

事務局からご説明をお願いします。

○小島 改めまして小島です。

7点ほどいただいたので、順番で各回答者に振りつつ対応していきたいと思います。

まず、一つ目、織田委員からいただいた159番に関して、生態系サービスにおいて統合的・総合的なアプローチを取るべきというところについてのご質問でございます。これは加藤からお願いしたいと思います。

○加藤 JICA審査部、加藤です。

ご指摘の点、織田委員、日比委員からいただいている点は重要なポイントでありまして、これについては、7ページの生息地区分の議論のところ、生態系サービスとして一部言及をしております。ご理解のとおり、自然環境の側面および社会環境の側面の両方がございますので、それを全体として捉えていくという観点は必要な一方で、それを環境社会配慮の文脈でそれぞれに評価・分析していくというところでは、少し分けて多様な視点を分析していく必要があると考えております。

この中で社会的な側面というのは、そういった生態系サービスを使用している先住民等の社会的な生活、ライフスタイルおよびそこへの影響、そういったものを踏まえながら影響評価を考えていくという必要があると思います。ただ、影響を受けるコミュニティは、範囲の設定が非常に難しいので、どの範囲までということを手早く個別案件で切り分けながら、可能な範囲で配慮していくというところと思います。

以上です。

○小島 続きまして、日比委員から3ついただいています。うち一つ目の石炭火力については、次

回以降の対応とさせていただきたいと思っています。

二つ目の保護区、自然生息地の話なのですが、もう1度私のほうから説明したいと思います。新たなガイドラインにおいても、自然生息地あるいは重要な自然生息地に対して、きちんとミティゲーションヒエラルキーを導入して保護していくというところの姿勢は変わらなくて、特に重要な自然生息地のところは、FAQに現行あるような姿勢は変えないというふうに考えています。

保護区においてはスタンスを少々変えまして、外で事業を行うことというふうに今書いていますが、法律や制度に従ってというような書きぶりにしてもらいたいと思います。何が起こるかという、保護区において現地の法律に基づいて開発が許される場合であっても、自然生息地の視点から私たちはきちんと配慮を行う予定で、そこで開発が許される場合であっても、重要な自然生息地に該当するものであれば、きちんと配慮する、あるいは開示するというようなことをやっていくというようなスタンスでございます。全面的にゴーになるというわけではなくて、きちんと配慮していくというところでございます。

続きまして、日比委員からいただいた3つ目、GHGのスコープ2の扱い、これは企画のほうからお願いしたいと思います。

○工藤 企画部業務企画二課の工藤です。

基本的に世銀がスコープ1、2万5,000トンでやっておりますので、JICAの新しいガイドラインでもそこに合わせていくというのが、まずは妥当かなと考えているところです。

他方で、ご指摘いただきましたように、特に気候変動の分野ですとか、排出量の分野ですとか、速いスピードにどう対応するのか、もしくはロックインの問題などもあろうかということは認識しております。これについては、ガイドラインの本文は本文で策定してから、10年間は基本的に守っていくというものになろうかなと思っておりますが、FAQで別途定めるですとか、ほかの運用のやり方などもありますので、まず、今できることを新しいガイドラインでは定めつつ、世の中の動きですとか、ほかのドナーの動きも見据えて、柔軟に対応を考えていくということはあるかなと思っておりますけれども、それを今の段階でこうしますということを行うということは、難しいかなと考えているところです。

以上です。

○小島 続きまして、5番目の三宅委員からのコメントについても、地球環境部のほうからお願いしたいと思います。

○谷口 地球環境部気候変動対策室の谷口です。

三宅委員からご指摘いただいた点ですが、鉄道に関しまして、おっしゃるとおり、一部だけ延伸するですとか、あるいは一部区間のみJICAが支援するといったような形が多々あろうかと思えます。そのような場合の考え方ですけれども、全体事業費におけるJICAの融資分の割合を踏まえて按分するといったような推計方法が合理的であるというふうに考えております。

それから、規模感についてですけれども、いろいろな数値はございますが、一つの事例といたしまして、日本国内の場合ですと、鉄道によって一人の方を1km運ぶのに、CO₂排出量が22gとの排出係数という数値が設定されておりますので、その数値を踏まえて2万5,000トンを22gで割り算した場合に、どのぐらいの人キロの輸送になるのかというところが出てくるというふうに理解しております。

以上です。

○小島 続きまして、田辺委員から178番、住民移転計画の最終版が作成、公開されていないところについてのコメントでございます。もしかしたら、私の回答が擦れ違っているのかもしれませんが、当然ながら移転前に補償が支払われるべきですので、その前にRAPが作成されていると考えています。

続きまして、7番目の波多江さんからいただいたコメントについて、補償の一貫性について、RAPを確認している時点で一貫性は取られていると思うんですけども、個別の案件でおっしゃったようなことは起きているかもしれません。あと、それについては確認していくのかなというふうに思っています。

あと、世銀のESSを参照するという言葉についてご指摘をいただいたのかなと思っています。すみません、参照するとしか言えず、それがお答えになると思います。私の理解が間違っていたらすみません。

以上がいただいた7つのご指摘、コメント、ご質問に対する回答でございます。以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

続きまして、鈴木委員、お待たせして大変恐縮ですけれども、聞こえますでしょうか。お願いします。

○鈴木委員 鈴木です。聞こえます。ありがとうございます。

私は基本的には日比委員の3番目の意見と同じですけれども、気候変動が代表的な例ですが、非常に激しくこれから知見や政策が変わっていくことが予想されます。端的に言うと、来年IPCCの新しい報告書が出ますけれども、今JICAのガイドラインに関してご提示があった算出方法の話というのは、京都議定書の対象になる7つのガスだけを対象とする中で絞り込むということですが、気候変動対策を考えると、もっとそのほかの温室効果ガスについても対象とすべきという議論が、この10年間、UNEP等を中心として行われてきています。前回、第5次評価報告書でも若干触れられているんですけども、第6次評価報告書ではもっときちんとした形に入って来るんだろうと言われていています。

あるいは昨日だったと思いますけれども、国連の事務総長が演説をして、COP26まで9か月しか残されていないけれども、もっと各国、あるいは全ての人対策を強化する必要があるといったことを言っていて、これから10年間基本的な政策が同じというわけにはいかなくて、相当大きな変化が想定されるだろうと考えられます。そのときに、JICAはガイドラインは変えませんよという話だけでは済まないんじゃないだろうかと思うんですけども、その点について、もう少し柔軟に対応できるような可能性を明記してほしいということを、意見として言わせていただきたいと思います。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。原嶋です。

多分スコープ1、スコープ2、あるいは温室効果ガスの種類については、ガイドラインのテキストそのものに落とし込むというよりは、それを補足するような、どういう形になるかわかりませんが、何らかの文章で表すという形になるだろうと思います。世界銀行の場合も、本文というよりはガイダンスノートにそういった種類のことが書いてありますので、本文そのものというよりは、運用規則のようなものを技術的、あるいは国際交渉の状況に応じて見直す余地というのは、その10

年の間にもあるということが考えられますので、それを含めて次回、事務局から回答させていただきます。

傍聴室1でご参加でご発言を希望されている方、お名前を頂戴したうえでご発言いただけますでしょうか。

○高梨氏 海外コンサルタンツ協会、高梨です。

1点は、先ほど生物多様性で生態系サービスというのをガイドラインに追加すると言われたんですが、このJICAさんの回答にもあるように、非常に範囲が広い。実際この定義では、供給サービスや調整、政府あるいは文化的サービスまで、非常に幅広い概念が使われています。これを現地調査で実際にやる場合に、大変困難が伴うと私どもも感じています。ぜひ記述するのであれば、FAQで具体的なやり方を示していただきたいと思います。

それから、二つ目に、先ほど黒木委員も指摘されたんですけれども、ドラフトEIAの問題です。このドラフトEIAの定義がいまいちはっきりしていないものですから、例えば現地政府が作成して、現地政府の承認を得たEIAを、例えば速やかに公表するような書きぶりを理解したんですけれども、少なくとも日本のODA円借款の対象になるような案件であって協力事務所がたまたまやらない場合でも、そのEIAについてしっかり確認して、問題があればJICA側からしっかり指摘したうえで公表すべきではないかというふうに思います。JICAの今回のこういう支援というのは、あくまでも現地政府が作成するEIAを支援するというのが本来の目的であるというふうに理解していますので、その辺よろしく願いいたします。

以上です。

○原嶋座長 コメントとして頂戴します。

近藤委員、聞こえますか。よろしく願いします。

○近藤委員 ありがとうございます。全体としてのコメントを述べさせていただこうと思います。内容については、つい先ほど座長がおっしゃったこととかぶってしまうんですけれども、今回JICAさんからご説明いただいた方針の中で、いろいろ今後、例えば現行のガイドラインの記載を維持する、あるいはFAQに記載する、あるいはガイドライン枠外で検討するといった対応ぶりというのが散見されるんですけれども、本日も前半、確か村山委員からもお話があったように、今後議論を進めていくうえでは、何をガイドラインに記載して、FAQにはどういったことを記載して、そのガイドラインの枠外というものは何なのかという、そこら辺の整理をしていったほうが、議論がスムーズに行えるようになっていくんじゃないのかなというふうに感じております。

FAQに関しても、先ほど座長がガイダンスノートとおっしゃったかと思うんですけれども、そもそもその位置づけということ、今回のこのガイドラインの改正に合わせて、もう少し整理してみたほうがいいのではないかなというふうには感じております。

つまり、ガイドラインとFAQ、引き続きFAQと呼ぶかどうかということもあると思うんですけれども、ガイドラインと一体的に取り扱われるべきものなのか、ガイドラインがもう長期的な原則なり方針なりを記載して、10年間は維持するというものだとして、FAQというものはどれほどの頻度で柔軟性を持って追加・修正というのが行われていくのかということも、併せて考えていく必要があるのかなという感じは受けております。

もちろん次回以降、こういったことも考えながら議論を進めていければなというふうには感じて

おりますので、コメントとして申し上げます。

以上でございます。ありがとうございます。

○原嶋座長 ありがとうございます。

いずれにしても、先ほど言った落とし込み先といいますか、整理が少し必要だということが、今回大変よく浮き彫りになったと思いますので、事務局のほうの対応もよろしくお願いします。

これまで八木委員、山谷委員、まだご発言がありませんけれども、もし差し支えなければ一言でもいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○山谷委員 山谷です。私のほうからはコメントが1点とご質問が3点ございます。まず、コメントは、非常に大切な議論を細かく丁寧にされているということで、非常に敬意を表します。ありがとうございます。

質問ですが、3つございまして、まず、1点目なんですけれども、これは実はお話を伺いながら、独立行政法人の業務方法書とか中期計画に関わる、そういう話ですよ、確か。20年前の話を出していたんですが、となってきましたと、当然のことながら、外務省との調整が入ってくる、あるいは他府省、先ほど近藤委員、財務省の方だと思うんですけれども、いろいろこういう他府省との調整が入ってくるということとなりますと、ここでの議論がそのまますり通り通るとは思えないんですが、それはそういう理解でよろしいのか。つまり、調整の中で多少変わってくる可能性はあるのかという、これが1点目の質問です。

それから、2点目の質問ですが、このガイドライン、いろんな形で細かいところ、大きなところ、非常に大事なんだけど、ミクロな話、あるいは相手国に任せる話、いろいろあるわけなんですけれども、このガイドラインの実効性そのものを担保する仕組みというのは、どういうふうにJICAの中でお持ちなのか、そこのあたりを、ちょっと素人なもんですからわからないので教えていただきたい、これが2点目です。

それから、3点目のご質問なんですけれども、やはり今の2点目の質問に関わってくるんですが、どこまで文字に書いてルール化していくのか、あるいは文字に書いてルール化しないんだけど、覚書とか何か担当者のレベルで、マニュアル程度の話で押さえておく、そのところが非常に気になるところでございまして、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、FAQ、ああいう形で、座長がおっしゃったガイダンスノートとか、いろんな仕組みがあるんですけれども、1番最初の質問に関わってくるんですが、仮に中期計画とか業務方法書とかという、この枠の中で理解していくと、かなりコンプライアンスとしてやらなきゃいけなくなってくるようなところが出てくる恐れがあって、そのところでいろんなトラブルが起きるんじゃないかなというふうな懸念があるんですが、このところで、これはちょっと心配し過ぎだというふうにおっしゃっていただくなら、それで結構ですけれども、その懸念です。3点目がそれです。

以上、3つの質問でございます。よろしくお願いいたします。

○原嶋座長 大変貴重なご指摘、ありがとうございます。

今の点、3点、お答えいただけますか。お願いします、事務局から。

○小島 ありがとうございます。3点いただいた質問、回答を試みますが、JICAの周りの皆さんも、もし何か追加があればお願いします。

独立行政法人の通則法というのが1番上位にありまして、その中に業務方法書を作成し、主務大

臣の認可を受けなければならないというものが書いてあります。JICAの業務方法書というのも作っていますが、それを要は主務大臣である外務大臣に認可を受けるということになっています。その中に今の方法書においては、環境社会配慮のためのガイドラインを指針とし、業務運営を行うものとするということが明示されています。

話が変わって、私たちJICAの中期目標においても、開発協力の適正性の確保というような項目の中に環境社会配慮について記載がありまして、毎年の年度計画、それと業績評価に当たっては、私たちの環境社会配慮の実績を評価いただいているというような仕組みになっているところでございます。

二つ目の実効性の担保というところにおきましては、これから後で議論する異議申立の話もそうなんですけれども、JICAの中におきまして、各種手続書類を作る際に、審査部のほうでチェックをさせていただくステップがあります。それに基づいて、決裁基準表などに基づいて、私たちはそれに取り組んでいるというところでございます。

3つ目のどこまで書く、書かないというところにつきましては、今の現行のガイドラインが現在の量で、かつ私たちの内部であるマニュアルなども含めて、運営はそれなりにされているんじゃないかなというふうに考えていますし、諮問委員の皆さんは参加されていない方もいますが、助言委員会というものが、主にカテゴリAの案件についていろんな審査をやっていただいているので、そこでも、言葉は難しいですけれども、きちんとワークをしているものなんではないかなというふうに考えています。

助言委員の皆さんは、大雑把に言うと、協力準備調査の始まる段階と最終段階において、報告書の中身についてチェックして、環境社会配慮的に適切かどうかというのを見ていただいているので、そこでもチェックをさせていただいているというところでございます。そういうのも踏まえて、現在のガイドラインの記載分量というのは、今後それほど大きく増やす必要はないのかなというのが私の感触でございます。

以上、曖昧な点もありますけれども、山谷委員のご質問に答えようと試みた内容でございます。以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

追加がありましたら、どうぞ。

○山谷委員 ありがとうございます。やっぱりこのタイミングでこの質問はないのかなという、反省しております。どうもありがとうございました。

○原嶋座長 とんでもない、とても重要な点ですので、ありがとうございます。

あと、会議室のほうに戻しまして、八木委員、お願いします。

○八木委員 八木です。

この諮問委員会で議論されて出来上がったガイドラインというのは、先ほどの質問にもありましたけれども、主務官庁である外務省、あるいは関係する財務省や環境省、経産省と調整をして最後に文言が変わるということは、10年前に作ったときもそうしていないと思うし、それはないと私は理解しています。

先ほどJICAからも説明がありましたけれども、中期計画には、環境社会ガイドラインに沿ってというようなことが書いてある一方、実際のガイドライン改定は、この諮問委員会に全権が委任され

ているのだというふうに思っております。

この16人の諮問委員の中には、関係する省庁の方々も出席いただいているので、そういう方々を通して、それぞれの立場の表明があったりということはしっかりされて、そのうえで諮問委員会で議論されたものがパブリックコメントを付され、理事長に報告が上げられるという手続だと私は理解しています。前回の改定時に、それとは違ったプロセスでやりましたということであれば、またそこを説明していただければいいと思います。あと、今日の議論を聞いていて、私も専門家ではないので、なかなか貢献できるような議論ができないんですけれども、皆さん委員の方々のご指摘をされているご意見というのは、それぞれ理由があって、適切な建設的なご意見が多く出されていると思います。

他方で、ガイドラインではこう書いてあって、その運用をこうしています、でも、その運用上、実際にそこに書いてあることとは違うことが起こったんです、だからこうしてくださいというようなご意見が、今日の傍聴室の意見の中には、あるいはNGOの方々の意見にはあったと思います。しかし、まさに実効性のところは、ガイドライン本体というよりは、別の対応をきちんとするという事ではないでしょうか。ガイドラインにそういうことまで書いていくと、これは相当、今のガイドラインよりも厚くなってしまうので、そこまで細かく縛るものではないような気がします。

したがって、この点について、これまでの皆さんの意見にもありますけれども、どこにどう落とし込んでいくのか、何が必要なのかというところはよくよく考えて議論していくことが大切であり、論点出しが今日で1周したと思いますので、これから先は、そういったことも踏まえて議論していく、それに引き続き参加していきたいと思っています。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

一通りご意見をいただきまして、まだ多分言い足りないという委員の方もいらっしゃると思いますが、今ちょうど実効性の確保ということのお話もありましたので、ここで一旦、異議申立についての実効性を担保する手段、最も強力な手段ということが言えますけれども、これについての現在、情報収集をさせていただいております。今後どういうふうに扱っていくかということも併せて議論になっておりますけれども、もし事務局のほうで準備ができるようであれば、ここで一旦、異議申立についての現在の情報収集の状況についてご報告いただけますでしょうか。その後また全体を通してご意見を頂戴していきたいと思いますが、大丈夫ですか。

ちょっとご担当の方がまだ間に合っていないようですので、その点をご担当の方が到着次第ということよろしいでしょうか。

それでは、今までのところでいろいろご意見を頂戴しましたが、もし追加でご意見をということで、何かありましたらいただきたいと思います。

1点ちょっと日比委員に確認させていただきたいんですけれども、私もちょっと懸念しているところなんですけれども、従来のガイドラインで、現地国の指定した保護区については開発をしないという原則がどういうふうになるかという点、一つちょっと大きなところでございまして、現在、今日JICAのほうでお示しいただいた方針を見ていると、それについては少しトーンが下がっているような印象も私自身は受けておりますので、この点もし補足でご意見がありましたら頂戴したいと思うんですけれども、日比委員、聞こえますか。

簡単に言うと、世界銀行の生息地区分はとりあえずは使わない、一方で、保護区での実施を回避するという点については、少しトーンダウンする。ただ、重要な政策についてはミティゲーションヒエラルキーなどを導入する。こういった形が今の方針では見えているところなんですけれども、この点については、ちょっと私自身も若干、新しいガイドラインが保護水準を下げるんじゃないかというふうに懸念しておりますけれども、もしご意見があったら頂戴したいと思うんですけれども。短めをお願いします。

○日比委員 ありがとうございます。ご説明を事務局からいただいて、私も少し懸念しておりますのは、特に生息地区分の、特に世銀のほうで生息地区分は今回は見送る、生息地区分をすればいいかというのは、また別の議論ではあるんですけれども、少なくとも区分は見送る。

その理由として、やっぱり生息地区分自体は、例えば情報とかデータ、あるいは判断が困難だからというような理由があったかと思うんですね。となると、それは保護区のほうであっても重要な生息地であればちゃんとしっかりやりますよという場合に、これまでであれば、保護区では事業をしないというセーフガードがかかっていたわけなんですけれども、それを外して、十分な必ずしもデータがないかもしれないとか、十分分析できないかもしれないセーフガードに依存するということになるので、やはりセーフガードとしては確実に弱まるのかなというふうに、今はちょっと感じておりますので、ここは保護区だけどうするということの規定だけをどうするというのではなく、全体としてどうやってその環境配慮の水準を最低限でも維持、できれば高めていく、特に地球環境の今の状況、悪化の一途をたどっているという観点からいけば、高める方向性を入れていく必要があるのかなというふうには思っております。

以上です。ありがとうございます。

○原嶋座長 木口委員、聞こえますか。ご発言どうぞ。

○木口委員 木口です。先ほど全ていろいろなことを書き込むと、ガイドラインが厚くなるというご意見があったんですけれども、こちらのほう、運用上の問題を今回いろいろNGO側から指摘させていただいているのは、ガイドラインの改定に向けた議論に資するという理解でそれを行っているというところをご理解いただければと思います。当方の提言書には、本文を書き換えてほしいとか、FAQで触れてほしいとか、一応分けて書いておりますので、そのあたりも含んだうえでの意見だということをご理解いただければと思います。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

ほか、今までのところでご発言を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

村山委員、どうぞ。

○村山委員 村山です。ありがとうございます。

保護区の扱いについては、また別の機会で議論できると思うんですけれども、私の理解では、少なくとも現行ガイドラインに保護区で事業を行わないという表現はないと思います。今日の方針案の中には、そういう保護区という言葉を使って記載されている箇所があるので、そこで議論を呼ぶように思うのですが、そのあたりはガイドラインの記載を確認したうえで議論したほうがよいように思いました。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。今ちょっと言葉が正確ではなかったんですけども、現在のガイドラインの冊子の19ページのところで、先ほど小島さんからもご指摘がありましたけれども、ここの1番目、今画面に出ていると思いますけれども、2番目のところ、プロジェクトは原則として政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施しなければならない、ここを指してそういう言い方をしておりますので、ちょっと正確ではなかった点、お許しください。

以上です。

そういうことで、今までのところを踏まえて、今論点に出ていましたけれども、実効性確保という観点から異議申立について、別に並行して議論が進んでおりますので、現在の状況についてご説明していただいた後、また全体についてご意見を頂戴しますので、ご担当の方、ご準備が整いましたら、よろしくお願ひします。

○折田 ありがとうございます。企画部から異議申立手続要綱の進捗についてと、異議申立事務局から、ほかのドナーの異議申立制度との比較の部分についてご説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、第4回にご了解いただいた手順に沿っての流れについてご説明します。見直しの進め方の振り返りのページのところをご覧いただければと思ひますが、大前提として、皆様ご承知のとおり、異議申立要綱自体はそんなにページ数があるものではなく、16項しかございません。その16項に、これまでに蓄積された利用者および審査役からの意見・評価に基づき、見直しの手続を進めるとなっております。大きく16項に基づいた検討の部分と、それに加えて、JICAのほうでさらにご意見をいただくようなプロセスを進めている部分、また、この諮問委員会等でもご指定があった、ほかのドナー等との情報の比較、もう少し情報が欲しいというご指示にのっとり行っているものと、大きく3つの固まりで進めているところでございます。

スケジュールですが、現在中間報告ですので、審査役の意見聴取、それから、論点案を整理してご提示する方向性なり、JICAの考えるところも含めてご提示させていただくのは、これからとなっております。先ほど座長のほうからおっしゃっていただいたとおり、パブリックコメントも予定しています。

これまでの進捗と結果のところですが、まず、要請に基づく検討というところで、これまで異議申立が受理された申立人からの意見書2案件分、ミャンマーとモザンビーク、こちらに記載してございます。全てホームページにアップしていますが、これらについての分析、論点抽出をやっています。

それから、同じく要綱に基づく検討として、審査役の報告について、こちらは異議申立に係る調査報告書および年次活動報告書があり、これらもホームページにアップさせていただいております。それから、金子審査役が別途IAMの課題ということで、比較考察について論文をお出しくださっていますので、こちらも勘案しながら進めているところでございます。

追加の検討については、ページの冒頭のところにあるとおり、申立人が提出した意見書として、異議申立としては受理されなかった案件ではあるものの意見書を頂戴していますので、このベトナムの事案についても追加的に取り入れながら論点の検討を行っております。

さらに、進め方について第4回でお諮りしましたが、ホームページからどなたでもご意見をいた

だけのように、異議申立の今後の見直しについて広くご意見を賜りました。年末年始を含めましたので、当初1か月を予定していたも、1か月よりもちょっと長くお伺いしまして、NGOのネットワークを通じたその広報周知等もさせていただきましました。ご意見をいただきまして、4か国語、ポルトガル語、ミャンマー語等も回答用紙を準備し掲載してございます。

それから、2案件の申立人については別途意見、評価のご提出について働きかけを行っており、結果として5団体から、個人や団体あわせ、意見、評価等を受領してございます。こちらのほうを取りまとめて、また委員の先生方には配付させていただきたいと考えております。

異議申立が受理された2案件の申立人からの改めてのご意見提出はなかったのですが、ミャンマーに関しましては、この案件の異議申立に関わってきた国際NGOからその意見と評価を寄せていただいております。審査役に関わる追加の検討につきましては、2月、3月上旬あたりを予定して今調整しているところでございます。

これまでの進捗の続きですけれども、先ほど申し上げたほかのドナーの制度や取り組みに係る情報収集、整理につきましては、3国際機関について実施、調査の項目としてここに挙げているような点で進めておりますので、こちらについて中間報告を比嘉のほうからいたします。

○比嘉 では、他ドナーの異議申立制度につきまして、概要をご紹介します。まず、この9枚目のスライドになりますが、こちらは世界銀行のAccountability Mechanismです。コンプライアンス審査と紛争解決支援の二つの機能を持つ体制になっております。

世銀のコンプライアンスの審査はInspection Panelが行っておりまして、紛争解決支援は昨年新たに設置されたDispute Resolution Serviceが行います。異議申立の窓口はInspection Panelの事務局になりますが、その際に申立人はコンプライアンスの審査か、もしくは紛争解決支援のいずれかを選択することができます。申立人がコンプライアンス審査を希望した場合にはInspection Panelが審査を行い、その結果を理事会に報告するとともに、ウェブ上で公開します。申立人が紛争解決のほうを希望した場合には、Dispute Resolution Officerが雇用した調停人が当事者間の解決を支援して、その結果を理事会に報告するとともに公開します。

次のスライドをお願いいたします。

続きまして、世銀のAccountability Mechanismの特徴をいくつかご紹介させていただきます。まず、コンプライアンスの審査を行うInspection Panelですが、審査役は3名、そのうちの一人が委員長として世銀に常勤しており、2名は非常勤となっております。事務局職員は現時点では9名です。JICAの異議申立事務局の機能は審査役に関する事務の処理となっておりますが、Inspection Panelの事務局につきましては、審査役の調査の補佐や内外からの質問や相談への対応、そして制度に係る啓発や周知活動、そして研修などにも携わっております。

また、異議申立を受けて調査を行う際には、その申立の内容に合わせて外部の専門家を雇用することが通例となっております。コンプライアンス審査の調査にかかる期間は6か月が目途となっておりますが、こちらは必要に応じて延長可能となっております。ちなみにJICAの場合は、コンプライアンスの審査と紛争解決を合わせて原則2か月以内に終了することとなっております。

次に、紛争解決のためのDispute Resolution Serviceですが、こちらは基本的にDispute Resolution Officerを1名配置しておき、それ以外の要員は必要に応じて雇用する体制となっております。紛争解決の依頼があった場合には、登録人材の中から選任された調停者が当事者間の紛争解決を支援し

ます。

調査期間は原則1年となっておりますが、当事者間の合意に基づき半年まで延長可能、つまり全体で1年半まで延長できることとなっております。さらに異議申立を行うことができる期間につきましては、プロジェクト終了後15か月間となっております。また、申立を行う条件として、世銀と事前に対話を行うことが必須となっております。

では、続きまして、アジア開発銀行（ADB）についてご説明させていただきます。こちらも世銀と同様に、Accountability Mechanismという名称になっておりまして、コンプライアンス審査と紛争解決の二つの機能があります。苦情や異議申立は、窓口であるComplaint Receiving Officer、苦情受付窓口のほうにメールで送信することになっておりますが、各国にあるADBの駐在員事務所に提出することも可能で、これらの事務局を介して苦情受付窓口に送付されることになっております。

その際に、申立人はコンプライアンス審査か紛争解決のいずれかを選択することになっておりまして、コンプライアンスの審査を選択した場合には、Compliance Review Panelが調査を行って、結果を理事会およびコンプライアンス委員会に報告するとともにウェブ上で公開します。紛争解決を選択した場合には、Special Project Facilitatorが当事者間の対話を支援し、その結果を総裁に報告するとともに公開します。また、申立人はADBにセーフガードポリシーの不遵守があったと考える場合には、紛争解決支援が終了した後でコンプライアンス審査を求めることも可能です。

次のスライドをお願いいたします。

続きまして、ADBのAccountability Mechanismの特徴をいくつかご紹介させていただきます。まず、コンプライアンス審査を行うCompliance Review Panelですが、審査役は3名、そのうちの一人が委員長として、Panelの事務局長も兼務しております。事務局の職員は現在3名で、異議申立制度の啓発周知活動にも携わっております。また、異議申立を受けて調査を行う際には、その内容に応じて外部専門家を雇用することが、世銀と同様にADBでも通例となっております。

次に、紛争解決のためのSpecial Project Facilitatorですが、構成としましては紛争解決のFacilitator1名と事務局員2名となっております。こちらも必要に応じて外部専門家をコンサルタントとして雇用します。

異議申立を行うことができる期間としましては、融資・グラントの完了以降2年以内は申立が可能です。申立を行う場合には、ADBとの事前の対話が必要条件となっております。そしてコンプライアンス審査あるいは紛争解決のプロセスにかかる期間は、平均で約1年となっております。

次のスライドをお願いいたします。

第3回諮問委員会で国際金融公社（IFC）の制度についても参照したほうが良いというご助言をいただきましたので、最後にIFC、そして多数国間投資保証機関（MIGA）の異議申立制度でありますCompliance Advisor Ombudsman（CAO）についてご説明させていただきます。

CAOにも世銀やADBと同様に、コンプライアンス審査と紛争解決の機能がございしますが、もう一つ、助言機能が重要な機能として強調されております。この場合の助言機能と申しますのは、個々のプロジェクトに対して助言を行うというのではなくて、IFCの全体的な環境社会配慮の改善や強化のためにCAOで得られた知見をフィードバックするというものです。同様の機能は、世銀およびADBのAccountability Mechanismにもございしますが、CAOの場合は、これをコンプライアンス審査や紛争解決と並ぶ3本柱の一つと位置づけております。

異議申立がなされた場合、まずはCAOの紛争解決専門家が調査を行い、当事者が紛争解決支援に合意した場合には、紛争解決支援の手続を開始します。もし当事者が紛争解決に合意しなかった場合には、コンプライアンス担当の専門家が審査を開始します。また、紛争解決支援を行った結果、当事者同士の合意に至らなかった場合にも、その事案がコンプライアンス審査に移送され、コンプライアンスの審査の手続に入る場合があります。いずれの場合も結果は世銀総裁に報告され、CAOのウェブサイトでも公開されます。

次のスライドをお願いいたします。

次に、CAOの特徴をいくつかご紹介させていただきます。組織の構成としましては、CAO所管理の下にコンプライアンス審査を担当するSenior Compliance Specialist、紛争解決を担当するPrincipal Ombudsman、そして助言機能を担当するSenior Advisory Specialist、そして彼らを補佐する専門家23名という体制になっております。

異議申立を行うことができる期間につきましては、IFCが事業に関わっている間となっております。ただし、昨年公開された外部レビュー報告書では、IFC-MIGAの関与が終了してから2年間は異議申立を可能とすることが提言されております。異議申立を行う際に世銀やADB等と違う点としましては、異議申立を行う際にIFCと事前に対話を行うことは必須とはなっておりません。調査期間につきましては、こちらは世銀やADBと同様で約1年となっております。

以上、掻い摘んでお伝えしましたが、他ドナーに関する情報収集の経過報告とさせていただきます。

○折田 最後のページですが、今後の予定については、先ほど申し上げましたとおり、今回中間報告ということで、審査役の意見聴取をこれから実施予定です。従いまして、論点案の提示に際しては、申立人からの意見と、パブリックからの意見と、それから審査役からのご意見と、国際機関との比較の状況、これらを私どものほうで整理しまして、論点として、早ければ第8回にご提示させていただいてご議論いただくことを考えてございます。

本日、中間報告ですので、ご意見、コメント等を賜りましたらば、わかっていますファクトにつきましてはお答えできますが、方向性等についてお答えできる状況にはございませんので、その前提でご容赦いただければと思います。

まずは以上でございます。

○原嶋座長 どうもありがとうございます。原嶋でございます。

それでは、今ご説明いただいたことに対して、ご質問等ありましたら、頂戴いたしますけれども、ご発言を希望される方はサインを送っていただけますでしょうか。

よろしいでしょうか。

1点、私のほうから、今後これまでのいろいろな調査ですけれども、今後、審査役にご意見を頂戴するなどのプロセスがありますけれども、この委員会では、頻繁に異議申立を未然に防止する観点で、ガイドラインの本体と異議申立制度の関係性をどう見ていくかということが、しばしば議論されておりますので、もし審査役に意見聴取する際などについては、そういったクエスチョンを含めてご意見を頂戴し、かつ論点案の提示の際にも、そういった委員会での議論も参考にさせていただきたいということを申し添えます。

ほかにもございますでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 ありがとうございます。

1点だけ、もし可能であればIDB、米州開発銀行がこの関係では非常に熱心に取り組んでいるので、米州開発銀行のほうの情報も集めてもらえるといいかなと思います。さらにできるのであれば、EBRDなんかも調べて、IAMで中心的にいろいろ議論している人たちなので、そういう情報もあればいいかもしれませんけれども、特にIDBについては少し調べてもらったほうがいいかなと思うので、可能であればお願いしたいと思います。

○原嶋座長 ありがとうございます。

村山委員、お願いします。

○村山委員 村山です。ありがとうございます。

他ドナーの制度を図式化していただいて、よくわかりやすくなっているんですけども、コンプライアンスと紛争解決の違いとか関係について、もう少しわかれば教えていただきたいんですが、イメージ的には、コンプライアンスのほうはセーフガードポリシーに関連するものという理解でよろしいでしょうか。紛争解決は必ずしもそれだけではなくて、当事者間の対立みたいなことも、あらゆるものを含めて扱っているのか、そのあたりがわかれば教えてください。

○原嶋座長 紛争解決とコンプライアンスですね。

○折田 最初の鈴木委員のご指摘については可否につき検討させていただければと思います。

○比嘉 では、続きまして、コンプライアンスと紛争解決についてであります。今おっしゃっていただいたとおりでありまして、コンプライアンスのほうは、あくまでもセーフガードポリシーとかフレームワークに世銀なりADBなりの機関がちゃんとそれを遵守していたか、不遵守があったかということの調査になります。紛争解決につきましては、現地の当事者間での解決を図るその支援を行うということになります。

○原嶋座長 村山委員、いかがでしょうか。

○村山委員 わかりました。ありがとうございます。

○原嶋座長 1点確認ですけれども、JICAの現状の異議申立制度の中では、コンプライアンスというのと紛争解決というその二つのファクターは含まれているのでしょうか。あるいはコンプライアンスだけなのでしょうか。ちょっと確認をお願いします。

○比嘉 一応二つ含まれているということにはなります。まず、JICAのガイドライン遵守、不遵守を調査するということが目的の一つでありまして、もう一つは、紛争解決のために当事者間の対話を促進するという二つの目的があります。ただし、今現在はその二つを分けて行うというよりは、異議申立があった際に調査を行うときの一環として当事者間の紛争解決を行うことがある、ということになっております。

○原嶋座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、全体を通じまして、恐らく言い足りないとかといった部分もあろうかと思っておりますけれども、田辺委員、木口委員、追加あるいは補足など、何かあればどういうふうに扱えばよろしいでしょうか。具体的に何かお考えがあれば教えていただきたいんですけども。あるいはほかの委員の方もそうですけれども。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員 先ほど少し申し上げましたが、一応コメントを文書で提出させて頂きたいと思っているのですが、そのスケジュール等を、終了後でも構いませんので、お示し頂ければと思います。

また、文書の回答ですが、私どもの理解では本来、この本日の論点表に入っているべきものだと理解しております。ちょっと議事録等の作成スケジュールにもよりますが、もし議事録等の作成スケジュールがコメントよりも大分後になってしまうようであれば、きちんと文書でご回答頂きたいと思っております。

以上です。

○原嶋座長 作業的には、ある程度誠実にお答えさせていただいている部分については、作業の重複を避けたいというのが本音でございます。ただ、それでも十分ではないという点については、当然何らかのご反応もあろうかと思っておりますので、ご意見は改めていただきたいと思っておりますけれども、ただ、スケジュール的な点は、ちょっともう1度事務局サイドのほうに確認して、次回が3月4日に予定しておりますけれども、そこでどう扱うか、あるいはそれ以降どうするかということも含めて、少し吟味させていただくということよろしいでしょうか。

田辺委員、木口委員、いかがでしょうか。

○田辺委員 はい、特に今の点をご検討頂ければということであります。よろしくをお願いします。

○原嶋座長 ぜひ、大変恐縮ですけれども、できるだけ作業の重複だけはお互いのために避けたいと思っておりますので、その点は十分ご留意いただきたいと思っておりますので、ぜひともよろしくをお願いします。

ほかにも今の点についてお考えのある委員がいらっしゃいましたら、意見を今頂戴いたしますけれども、いかがでしょうか。

村山委員、お願いします。

○村山委員 村山です。今の点は委員全体についてコメントを受け付ける期間を設けていただけると理解してよろしいでしょうか。

○原嶋座長 基本的にはそういう形をお願いしたいと思っております。ただし、作業の重複だけは避けたいというのが本音でございます。

村山委員、よろしいでしょうか。

○村山委員 はい、結構です。

○原嶋座長 今の点はちょっともう1度、時間的な制約もあろうかと思っております。前回ちょっと時間の設定の仕方について若干あれでしたので、一旦事務局のほうで考えをまとめるようにお願いいたしますので、それをまたご披露いただくということで、委員の皆様には、またそれを待ってご反応いただきたいと思っております。ただ、時間的にちょっと急がせる場合もあろうかと思っておりますので、ぜひともご協力をお願いしたいということと、繰り返しになりますけれども、作業の重複はお互いのために避けたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

それでは、改めまして全体を通じまして、今回はこれまで、先ほど八木委員からもお話がありましたが、全体の方針に対するいろいろな問題点などをいただきましたので、また、それに対する反応もいただいておりますので、それをもう1度練った形で少し前に進めるということになろうかと思っております。

今お手元の資料にあるとおり、次回は意見交換の継続ということを考えておりますので、その後、改定案のもう少し深掘りした姿が現れてきた段階で、それを基にお話しさせていただくということで予定しておりますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

今全体を通じまして、もし最後になりますけれども、ご発言がありましたら、あと、傍聴室でご参加の委員の皆様の中でご発言を希望される方がいらっしゃいましたら、本日は最後になりますけれども、ご発言をお願いしたいと思いますけれども、ご確認をお願いします。

○傍聴室担当 傍聴室1です。発言はございません。

○原嶋座長 傍聴室2はいかがでしょう。

○傍聴室担当 傍聴室2です。ご発言はございません。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、再度確認になりますけれども、先ほど申し上げたような形で、補足ないし追加については、これまでと重複しない範囲でまたお受けする機会を設けるように事務局にはお願いします。今日は全体を通じて細かな点がいろいろありましたけれども、大きな点としては、落としどころの整理がちょっと今回あまりすっきりしていなかったという点がございますので、事務局側には今後ガイドラインの本文、あるいはそれを補足するFAQないし実施細則、あるいはそれ以外のJICAの関連のルール、そのあたりの落としどころの整理については、少し注意を払ってお願いしたいというふうに思っております。

それでは、大変長くなって恐縮ですが、最後もしご発言がありましたら、サインを送ってください。

特になければ、事務局から何かありますか。

○古賀 それでは、最後に事務局から次回の第7回諮問委員会のご案内をさせていただきます。座長からもご案内いただきましたとおり、次回は3月4日木曜日の今日と同じ14時からを予定しております。場所はJICA本部の113会議室もしくはオンラインを予定しております。

また、次回は前回第5回の後に4名の委員からいただきました意見書に関する議論や、本日お寄せいただきましたご意見を踏まえた議論を、引き続きさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、本当に最後になりますけれども、もしご発言を希望される方がいらっしゃいましたら、サインを送ってください。

それでは、これもちまして第6回の諮問委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

17:23 閉会